平成30年度税制改正について

財務省主税局総務課兼調査課企画官 大 関 由美子(現財務省主税局総務課主税企画官) 大 関 由美子



はじめに

ただいまご紹介にあずかりました財務省主税局の大関と申します。本日は多くの方にご参加いただき、誠にありがとうございます。また、こうした貴重な機会を提供してくださった信託協会の皆様にも御礼申し上げます。本日は平成30年度税制改正の概要についてご説明させていただきたいと思います。

一目次一

はじめに

- 1. 平成30年度税制改正の概要等
- 2. 平成30年度税制改正の内容
 - (1) 個人所得課税の見直し
 - (2) デフレ脱却・経済再生
 - (3) 経済社会の国際化・ICT 化等への 対応
 - (4) たばこ税の見直し
- 3. その他

1. 平成30年度税制改正の概要等

平成30年度税制改正は、かなり多岐にわた る内容となっていますが、その柱を4つに区 分して説明したいと思います。1つ目の柱は、 個人所得課税の見直しです。これは働き方の 多様化が進展していることを踏まえて行うも のです。2つ目の柱は、デフレ脱却・経済再 生です。生産性革命の実現の観点から行う賃 上げ・生産性向上のための法人税に係る税制 措置、企業の事業承継・競争力強化の観点か ら行う事業承継税制の拡充などが盛り込まれ ています。また、観光立国・地方創生の実現 の観点から、観光財源の確保等の措置も盛り 込んでいます。3つ目の柱は、経済社会の国 際化・ICT 化等への対応です。こちらは国 際課税に関する制度の見直し、円滑・適正な 納税環境整備として税務手続の電子化推進な どが含まれています。4つ目の柱は、たばこ 税の見直しです。

平成30年度税制改正の内容に入る前に、今 回の改正の背景となっている経済社会の現状 をご説明したいと思います。 資料1では主な経済指標について、安倍政権の発足前と現在のデータを対比しています。最近、経済は非常に好調な状況となっています。先般公表された今年の第一四半期のGDPはマイナス成長ではありましたが、水準としては過去最高に匹敵するものでした。雇用情勢、企業収益等、様々な経済指標を見ても良好な状況です。

資料2はGDPギャップの推移を示しています。ご説明したような経済の状況を反映し、足元ではGDPギャップがプラスになっており、供給不足が課題になりつつあります。現在の好調な経済状況を持続的な成長へとつなげていくためには、構造的な問題に取り組む必要があります。特に生産力については、この先少子高齢化が進展する中で、ある程度低下圧力がかかっていくことは避けられないと想定されるため、生産年齢人口減少への対応や、生産性向上の取り組みが重要な課題です。

資料3では人口の推移と就業者数を示しています。少子高齢化が進展している中で、生産年齢人口はすでに減少局面に入っています。他方で、労働力人口や実際に働いている就業者数については、ここ数年間増加傾向にあります。こうした労働力人口、就業者数の増加は、女性と高齢の男性によって支えられています。

資料4では、雇用者の就業形態を示しています。就業者数の増加を支えている女性や高齢の男性は、主に非正規の形で雇用されており、雇用者全体の非正規雇用の比率は上昇基調にあります。若年の男性についても、ここ数年間は非正規雇用の比率が低下しているものの、傾向としては概ね増加基調にあります。非正規労働者は様々な年齢、性別でも見られますが、労働環境の変化、働き方の変化を踏

まえて政策を検討していく必要があります。

資料5は若年世帯の所得分布が、以前と比べると全体的に低下していることを示しています。若年層を取り巻く厳しい就労・雇用環境が少子化の原因になっていると指摘されて久しいこともあり、こうした観点も踏まえつつ、税制改正の検討をしていく必要があると考えています。

雇用あるいは働き方に関連して最近注目し ているのは、働き方の多様化の進展です。か つては、学校を卒業した後、最初に就職した 企業で定年まで勤め上げ、定年退職後は年金 で生活する方が多く、税制についても、この ようなライフコースに合わせた制度設計がな されてきました。しかし近年は、専門分野の 能力を生かし、特定の企業や組織に属さず業 務単位で仕事を請け負う方や、サラリーマン であっても平日の夜や週末などに副業をする 方が増えています。また、クラウドソーシン グなどにより、子育てをしながら自宅で仕事 を請け負う働き方や、高齢者であっても現役 時代に培った能力・知識を生かして引き続き 活躍される方も増えており、今後さらに増え ていくことが見込まれます。

こうした働き方の多様化をさらに推し進めていこうというのが政府の方向性であり、今回の税制改正についても、こうした最近の変化や政策方針を踏まえて行っています。

資料6は、各国の労働生産性を示しています。今後の人口減少が避けられない中で、労働生産性の向上は持続的成長に不可欠ですが、現在、日本の労働生産性は他の先進諸国と比べると低い水準に止まっているのが実態です。いかに労働生産性を引き上げていくかということは、重要な課題の一つです。

以上のことを踏まえ、資料7のとおり昨年

6月に取りまとめられた「骨太の方針」では、 人材への投資を通じた生産性向上を目指し、 働き方改革の一環として、女性・若者の人材 育成や高齢者の就労促進が、人材投資・教育 の一環として、リカレント教育等が掲げられ ています。

また、同じく昨年6月に取りまとめられた 未来投資戦略では、IoT、ビッグデータ、AI 等々のイノベーションを取り入れて飛躍的な 生産性向上を図るための様々な施策が盛り込 まれています。今回の税制改正の検討におい ては、このような政府の基本的な方針も踏ま えています。

2. 平成30年度税制改正の内容

(1) 個人所得課税の見直し

ここからは、具体的な税制改正の中身についてご説明します。1つ目の柱は個人所得課税の見直しです。資料8は、個人所得課税の見直しに関するこれまでの議論を示しています。

個人所得課税については、重要な課題として、ここ数年政府・与党において議論が積み重ねられてきました。例えば、2015年の「骨太の方針」では、経済社会の構造が大きく変化する中で、税体系全般にわたるオーバーホールを進め、さらに働き方の多様化に合わせた税制のあり方を今後議論していくことが示されました。

このような方針に基づき、中長期的な観点 からは政府税制調査会、毎年の具体的な改正 内容については与党税制調査会の場で議論が 積み重ねられてきました。

資料9は、平成27年11月に取りまとめられ た政府税制調査会の論点整理の抜粋です。配

偶者控除の見直しについては、平成29年度税 制改正で実施しました。昨年度の税制改正は 本日のテーマではありませんが、配偶者控除 の見直しについて簡単に紹介すると、資料10 のとおり平成29年度与党税制改正大綱では、 働きたい人が就業調整を意識しないで済む環 境づくりとして配偶者控除・配偶者特別控除 の見直しに取り組むこととされました。具体 的な見直しの内容は資料11のとおりです。主 な見直しは2点あり、1点目は配偶者控除・ 配偶者特別控除の控除額が逓減し始める配偶 者の給与収入の水準を150万円に引き上げた ことです。配偶者特別控除は、配偶者の方の 給与収入が増えていくと、控除額が階段状に 縮小する仕組みになっています。従前は、配 偶者の方の給与収入が103万円を超えると、 控除額の逓減が始まることから、いわゆる 「103万円の壁」と呼ばれていました。平成29 年度税制改正において、逓減が始まる水準を 150万円まで引き上げたことで、給与収入を 103万円以下に抑えるためにパートタイム等 で働く配偶者が年末に就業調整を行わなくて も済むようにし、働きたいだけ働けるような 環境を整えました。2点目は、配偶者控除を 受ける納税者本人に所得制限を設けたことで す。納税者本人の給与収入が1.120万円を上 回ると、控除額が38万円から逓減し、納税者 本人の給与収入が1.220万円超になると控除 が消失するという見直しを行いました。

資料12は2017年の「骨太の方針」の抜粋です。個人所得課税の見直しは、平成29年度税制改正での配偶者控除・特別控除の見直しをもって打ち止めではなく、2017年の「骨太の方針」においても、個人所得課税については引き続き丁寧に検討を進めていくことが盛り込まれていました。また、平成29年度与党税

制改正大綱においても、資料13にありますように、「配偶者控除・配偶者特別控除の見直しは、個人所得課税改革の第一弾であり、今後も改革を継続していく」こととされました。個人所得課税の見直しは、経済社会の変化を踏まえ引き続き取り組んでいく方針が示されていたわけです。

平成30年度税制改正における個人所得課税 改革の概要は、資料14のとおりです。働き方 の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする 観点から、これまでの骨太・与党大綱などを 踏まえて見直しを行うというのが基本的な考 え方です。一方で、所得税は家計に直結する 税制であることから、負担の急激な変動を避 け、子育て世帯等に配慮することも盛り込ま れています。また、十分な準備期間を確保す るため、施行の時期を遅らせ、平成32年1月 から施行することとしています。

改正の具体的な内容は4つあります。1つ目は給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替、2つ目は給与収入が850万円超の方の給与所得控除の引下げ、3つ目は一定以上の所得水準にある方の公的年金等控除の引下げ、4つ目は所得水準に応じた基礎控除の逓減・消失です。

1つ目の給与所得控除・公的年金等控除の 基礎控除への振替については、資料15で示し ています。冒頭でご説明させていただいたと おり、日本の個人所得課税は、過去の典型的 なライフコースであった終身雇用を前提とし て制度設計されていたので、昨今見られるよ うな働き方の多様化を想定しておらず、収入 の種類により、所得計算が大きく異なる仕組 みとなっています。

所得税額は、基本的に収入から経費に相当 する部分を差し引いて所得を計算し、そこに 家族構成等の状況によって基礎控除等で調整をした上で累進税率を掛けて算出する形になっています。フリーランス、請負、起業等で収入を得ている場合は、実際の収入から実額で積み上げた経費を差し引くことで算出しまが、給与所得者は、経費を実額で積み上げる方法ではなく、収入額に応じて給与所得控除という概算の一定額を差し引くことで算出します。年金についても、公的年金等控除という一定の額を差し引いて所得額を計算します。その後、最終的に基礎控除や配偶者控除等を差し引き、それに累進税率を掛けて所得額を算出します。

このように、給与所得者の方とフリーランス等の方とでは税額計算の仕方が異なります。

今回の改正では、働き方の多様化を踏まえ、 収入の種類による税額計算の差異を縮小する ということで、収入の種類に関わらず適用さ れる基礎控除を10万円引上げ、給与所得控除・ 公的年金等控除を、それぞれ10万円引下げる ことで振替を行うこととしています。これに より、フリーランス等の方も、税制面での恩 恵が受けられるようになると考えています。

2つ目の給与所得控除の引下げについてご 説明します。資料16-1にあるとおり、現在の 給与所得控除の控除額は最低65万円で、収入 が増えるに従い控除の額も拡大していき、給 与収入1,000万円超の方は220万円の控除額で 頭打ちという仕組みになっています。これは、 同じような控除の制度をとっている諸外国の 水準と比べても高い水準になっています。ま た、給与所得控除は、個人事業主等と同じよ うに、給与所得者の経費を収入から差し引こ うという考え方がありますが、実際に給与所 得者が支出している経費は、平均で25万円、 所得の高い方でも40万円程度で、給与所得控 除の水準と比べると、そこまで大きくはない ようです。

給与所得控除については、平成26年度与党税制改正大綱においても、「実際の給与所得者の勤務関連支出に比しても、また、主要国の概算控除額との比較においても過大となっていることから、中長期的には主要国並みの控除水準とすべく、漸次適正化のための見直しが必要である。」と指摘されており、これまで段階的に水準を引下げる形で見直しを行ってきました。今回もこの延長線で、給与所得控除の水準の引下げを行うこととしています。

資料16-2に見直しの具体的な内容を示しています。まず、1つ目の見直しとして申し上げた、基礎控除への振替により、給与所得控除が全体的に10万円引下がります。2つ目の給与所得控除の引下げについては、これまで220万円であった上限を195万円とし、給与収入が850万円超となると給与所得控除額が上限に達することとなります。他方で子育て世帯、介護世帯には、給与所得控除の引下げによる追加的な負担増は発生しないようにすることとしています。結果として、給与所得控除を受けている方の96%には負担増は生じず、4%の方にのみ負担の増加をお願いすることとなります。

具体的な負担増の金額は、給与が900万円の方については年間1.5万円、1,000万円の方については年間4.5万円となります。

続いて、3つ目の公的年金等控除の見直しについてご説明します。資料17のとおり、年金収入についても、公的年金等控除により、一定額が課税対象から差し引かれる制度とな

っています。公的年金等控除は、基本的に年 金受給者は仕事を辞めている時代の考え方で 設計されているので、年金以外に収入を得て いる方の存在が想定されておらず、年金以外 に多くの所得がある方でも、年金だけで暮ら している方と同じ控除が適用される仕組みと なっています。

最近では、年金受給者の中にも、引き続き 活躍され、かなり多く所得を得ている方もい ます。そこで、年金所得についても、課税の あり方の見直しを行うことになりました。

まず、年金収入が1,000万円を超える方について、控除額に上限を設けます。現行制度では、65歳以上の公的年金等控除は、最低120万円から年金収入が増えるに従い控除の額も拡大しますが、上限はありません。改正後は、先ほどご説明した基礎控除の振替により、まず全般的に控除額が10万円下がります。その上で、公的年金等控除額に上限を設け、年金収入が1,000万円を超える場合には控除額が頭打ちとなります。

また、年金以外に1,000万円を超える所得のある方については、公的年金等控除自体の水準を引き下げます。具体的には、年金以外の所得が1,000万円超の方について10万円、年金以外の所得が2,000万円超の方については20万円それぞれ控除額を引き下げます。

このように、年金に対する課税をもう少し お願いする内容となっています。

実際に負担増となる方の見込み人数は、年金収入1,000万円超の方は全体で3,000名程度、年金以外で1,000万円超の所得のある方は20万人程度と見ています。これらは年金受給者全体の0.5%程度に相当します。

4つ目の見直しである基礎控除の適正化については、資料18に示しています。基礎控除

については、生活保障的な意味合いから設けられているものですが、所得が高い人ほど税負担の軽減額が大きいという特徴があります。例えば、現在38万円の控除を受けている場合は、所得がより低く限界税率が5%の方は1.9万円の負担軽減になるのに対し、所得がより高く限界税率が10%の方であれば3.8万円の税負担軽減となります。

今回の改正では、十分に経済的余裕のある 方には、必ずしも基礎控除は必要ないのでは ないかという考え方に基づき、高所得者につ いては基礎控除について控除額の水準を逓減 させ、2,500万円超の所得の方については基 礎控除を消失させる仕組みを導入することと しています。具体的には、所得が2,400万円 を超えた時点で逓減が始まり、2,500万円超 で基礎控除が消失することになります。

以上4つの見直しの結果として、資料19に示したような効果・影響が生じます。会社員の大半の方は給与所得控除が基礎控除に振替えられるのみなので負担の増減は生じませんが、給与が850万円超の方で子育て・介護世帯に該当しない方については、負担増をお願いすることになります。フリーランス等の方については、基礎控除が増加するため、負担減となります。年金受給者については、大半の方に影響はありませんが、年金収入だけで1,000万円を超える方や、年金以外に1,000万円を超える方や、年金以外に1,000万円を超える方や、年金以外に1,000万円を超える所得がある方については、負担増をお願いする内容となっています。

平成30年度与党税制改正大綱では、資料20のとおり、個人所得課税については、今後も所得再分配機能の回復や税負担のあり方の観点から、また、今回の改正の影響も見極めながら、引き続き見直しを検討していくとの方針が示されています。

今後の見直しの方向性としては、先ほどご 説明した給与所得控除や公的年金等控除等の 控除について、基礎控除へのさらなる振替を 検討すること、基礎控除についても、引き続 き検討し、丁寧に議論をしていくということ が与党税制改正大綱に盛り込まれています。

(2) デフレ脱却・経済再生

続いて、2つ目の柱である、デフレ脱却・ 経済再生に関する改正についてご説明します。ポイントの1点目は、生産性革命の実現です。まず、法人税制の最近の改革の内容について、資料21-1、21-2に示しています。概要としては、税率の引き下げと課税ベースの拡大を行うことにより、税収中立を保ちながら、実際に稼いでいる企業や稼ぐ力のある企業に恩恵が及ぶよう取り組んでいます。

このような法人税改革の基本的考え方は、 資料22にありますように平成28年度与党税制 改正大綱にもわかりやすく書いてあります。 法人実効税率が20%台となったことを受け、 企業経営者に対して、投資拡大や賃上げなど に積極的に取り組んでほしいということで す。

資料23は、最近の企業関連のデータです。 企業の経常利益はこのところ非常に好調であることが分かります。給与・賞与、設備投資 についても増加傾向にありますが、経常利益 の増加のペースと比べると、少し緩やかです ので、企業には、給与・賞与の引上げあるい は設備投資にもう少し積極的に取り組んでい ただきたいところです。

好調な企業収益を背景に、一般に内部留保 といわれる利益剰余金も増加しています。内 部留保については、必ずしも現金で積み上が っているわけではなく、M&A等により他の 会社の持ち分になっていたり、様々な形で戦略的に活用されていると思われますので、内部留保が多いこと自体が問題であるとは言えません。しかし、資料24のとおり、日本企業の持つ現預金の額は実際に高まっており、特に諸外国の水準と比べると、現預金比率は突出して高くなっています。

資料25は昨年11月の未来投資会議での安倍 総理大臣のご発言です。総理からは、「生産 性革命」の実現に向けて、企業による人材や 設備への力強い投資を促すため、これまでに ない大胆な政策を講じる必要性が述べられま した。また、賃上げや設備投資に積極的な企 業には、国際競争において十分に戦える環境 整備を、消極的な企業には、様々な政策ツー ルを活用して果断な経営判断の促すとの方針 が示されました。

資料26は平成30年度税制改正における賃上 げ・生産性向上のための税制措置の概要を示 したものです。基本的な考え方としては、生 産性向上のための設備投資と持続的な賃上げ を強力に後押しする観点から、賃上げや国内 投資に積極的な企業の税負担を軽減する一 方、租税特別措置の適用要件の見直しを行 い、賃上げや国内投資に消極的な企業には租 税特別措置の一部が適用されないこととなり ます。

主な内容は4つあります。

1つ目は賃上げ及び投資の促進に係る税制です。資料27はその内容ですが、これらは大企業を対象とした3年間の時限措置で、生産性向上のための国内設備投資や人材投資、持続的な賃上げを促す観点から、十分な賃上げや設備投資を行った大企業について、賃上げ金額の一定割合の税額控除を可能とするものです。さらに、リカレント教育等の一定の要

件を満たす人材投資を行った場合には、税額 控除率を上乗せする措置も併せて行います。

上記の措置を受けるための要件は、継続雇用者の給与等支給額が、対前年度増加率で3%以上であることと、国内設備投資額が当期の減価償却費の9割以上であることです。この要件を満たすと、給与等支給総額の対前年度増加額の15%について、税額控除を受けることができます。さらに、上乗せ措置として、教育訓練費が過去2年間平均の1.2倍以上に増加した場合は、控除率を5%上乗せし、合計20%の税額控除の適用を受けることができます。税額控除額は法人税額の20%が限度となります。

資料28は、今回の改正で措置される賃上げ・ 投資促進税制の前身として、平成30年3月末 まで適用されていた所得拡大促進税制の説明 です。所得拡大促進税制と賃上げ・投資促進 税制の最大の違いは、前者は平成24年度を基 準年度として設定し、基準年度比の賃上げ割 合を要件として課していたことに対し、後者 は特定の年度を基準とするのではなく、それ ぞれ前年度を基準に3%以上の賃上げを要件 としている点です。

所得拡大促進税制では、平成24年度の給与 等支給総額が基準となるため、平成25年度以 降継続的に賃上げを実施してきた企業にとっ ては、要件を充足するハードルはさほど高く ないと思われますが、これから賃上げに取り 組む企業にとっては、要件を満たすことが難 しいという指摘もありました。今回の改正で 導入する、賃上げ・投資促進税制では、賃上 げ要件を前年度との対比にすることにより、 これから賃上げに取り組む企業の後押しをし ようとしています。

また、新たに国内設備投資に関する要件を

設けることで、設備投資に対する経営資源の 投入を促進しようと考えています。

2つ目は、資料29の情報連携投資等の促進 に係る税制の創設です。

この税制は、企業の内外でのデータ連携・ 高度利活用による生産性向上を目的とした投 資について、投資額の一部を税額控除や特別 償却の対象とするというものです。

具体的には、投資額の3%の税額控除を受けることができるようになります。さらに上乗せ措置として、1つ目の賃上げ・投資促進税制と同様、対前年度3%以上の賃上げ要件を満たすと、投資額の5%の税額控除の適用を受けることが可能となります。

本制度の対象となる具体的な事例を、資料30に示しています。まず考えられるのは、事業所間の連携です。例えば、1つの企業が国内にいくつか生産拠点を持っている場合に、各生産拠点のデータを自動的に取得して、AIで分析させ、そのデータを活用して生産量の増加、納期の短縮、故障発生率の低減などを実現し、生産性を大幅に向上させるための投資であれば、今回の税制措置の対象になると考えられます。

また、企業間での連携も考えられます。例 えば、複数の中小部品メーカーが連携し、各 社の原料調達・部品生産・納入等の稼働デー タをリアルタイムに共有することで、各社が 生産効率を最大化し、生産性を向上させるた めの投資が適用の対象となると考えられま す。

3つ目は、資料31に示していますが、租税 特別措置の適用要件の見直しです。大企業が 後述する2つの要件のいずれにも該当しない 場合は、一定の租税特別措置を適用しないこ ととなります。先ほどご説明した1つ目と2 つ目が賃上げ等の取組みに積極的な企業を支援することを目的とした措置であるのに対し、この措置は消極的な企業に若干のペナルティーを課すような内容となっています。

この措置の要件は、1つは大企業の継続雇用者の給与等支給額が前事業年度のそれを超えること、もう1つは当該大企業の国内設備投資額が当期の減価償却費総額の1割を超えていることです。この2つの要件のいずれにも該当しない場合、つまり、継続雇用者給与等支給額が前年度以下となり、かつ国内設備投資についても減価償却費の1割以下の場合には、一定の租税特別措置が適用されないもになります。要件自体はそれほど厳しいものではないかもしれませんが、賃上げや設備投資に消極的な企業に対しても、より積極的な投資・賃上げを促すことを目的に、このような措置を設けることとしています。

要件を満たさなかった場合に適用されなく なる租税特別措置は、研究開発税制、地域未 来投資促進税制、先ほどご説明した情報連携 投資等の促進に係る税制の3つです。

資料32では、ここまで説明した3つの税制措置による法人の税負担軽減イメージを示しています。1つ目に説明した賃上げ・投資促進税制による控除額は、法人税額の20%を上限にしており、最大限活用すると税率換算でおよそ5%の引下げに相当します。2つ目の情報連携投資等の促進に係る税制についても、法人税額の20%が上限となっており、こちらも最大活用すると、税率換算でおよそ5%の引下げに相当します。2つの措置を最大限活用すると、実質的な税負担率が20%程度まで引き下がることになります。

4つ目は中小企業における賃上げの促進に 係る税制についてです。先程説明した賃上げ・ 投資促進税制と同様の措置を、中小企業に適 用するものですが、賃上げ・投資促進税制よ りも要件が緩和されており、使い勝手がよく なっています。

資料33に、この措置の要件等を示しています。賃上げ要件は対前年度比1.5%以上で、 国内設備投資要件は課されていません。賃上 げ要件を満たすと、給与等支給総額の対前年 度からの増加額の15%について、税額控除の 適用を受けることができます。

また、賃上げ率を対前年度比2.5%以上、かつ教育訓練費の増加等の要件を満たした場合には、税額控除率が10%上乗せされ、合計で25%の税額控除率となる上乗せ措置が適用されます。

控除額は、法人税額の20%を限度としています。

デフレ脱却・経済再生に関する税制改正の ポイントの2点目は、企業の事業承継・競争 力強化です。施策の1つ目は事業承継税制の 拡充です。資料34に中小企業経営者の現状を 示しています。中小企業経営者の高齢化はか なり進展しており、事業承継は待ったなしの 課題となっています。中小企業経営者の年齢 分布のピークはここ20年で20歳ほど高齢化し ており、2015年のピークは66歳となっていま す。廃業を予定している60歳以上の経営者に 廃業理由を問う調査では、3割弱の方が、後 継者の確保に関する理由を挙げています。以 上のような、中小企業経営者の高齢化や後継 者不足といった現状を踏まえ、事業承継の集 中的な促進、計画的な後継者育成が重要な課 題として浮かび上がってきます。

平成30年度税制改正では、事業承継を集中 的に促進するため、事業承継税制について、 10年間の特例措置を設けて抜本的に拡充する こととしています。事業承継税制は、中小企業の非上場株式について、先代経営者から後継者に生前贈与や相続によって移転する際に、本来かかる相続税・贈与税について、後継者の方が事業を継続している限り納税を猶予する制度です。

資料35に特例措置の内容が示されています。これまでは、納税猶予の対象となる株式は最大で総株式の3分の2まで、猶予割合が80%までとなっており、実際に猶予対象となる株式の割合は最大53%でした。残りの47%については猶予対象ではないため、事業承継が行われる時点で、株式の半分程度については相続税等を納めていただく必要がありました。今回の特例措置では、この点を抜本的に拡充し、納税猶予の対象を全株式、猶予割合も100%とすることで、事業承継が行われる時点では課税されないこととなりました。

また、雇用維持要件も見直されました。これまでは、承継後5年間、平均8割の雇用を維持することが納税猶予の要件となっていました。しかし、昨今人手不足が深刻になっている中で、この雇用維持要件を満たすことが難しくなっていることから、今回、雇用要件を弾力化することとなりました。具体的には、承継から5年後に平均8割の雇用要件を満たせず、かつ経営状況が悪化している場合などに、税理士や商工会、金融機関等の認定支援機関の指導助言を受けることにより、納税猶予をすぐには打ち切らず、弾力的に取り扱うことができるようにしています。

さらに、承継パターンの拡大も行っています。これまでの事業承継税制は、主に親から子への承継を前提とした1対1の事業承継が対象となっていました。しかし、両親から1人へ引き継ぐ場合、1人から兄弟で引き継ぐ

場合等、適用できる承継パターンを拡大して います。

承継後の負担の抜本軽減の手当ても行って います。事業承継税制を利用した場合、承継 後に会社を譲渡・解散する場合には、事業が 継続しないことになりますので、猶予されて いた税を納めていただくこととなります。従 前の制度では、株式の生前贈与・相続が行わ れた時点の株式評価額に基づいて計算された 税額が課されることとなっていました。しか し、解散や譲渡が行われる場合は、企業価値 が事業承継時よりも下がっているケースが主 に想定されるため、承継時の株式価値で評価 された税額を課すことは過重な負担になって いるとの指摘がありました。そこで、今回の 見直しでは、承継後に会社を解散・譲渡する 場合には、その時点で税額を再計算し、承継 時に計算した税額との差額が生じた場合に は、その差額について減免する措置をとるこ ととしています。これにより、経営環境の変 化等により事業承継後に会社を継続できなく なった場合のリスクを軽減しています。

今回の特例措置の適用を受けるためには、5年以内の承継計画の届出、10年以内の贈与・相続が必要になります。集中的に中小企業経営者の代替わりを促進するため、この制度を是非活用いただきたいと考えています。

施策の2つ目として、事業再編の円滑化に関する税制措置について説明します。資料36は「未来投資戦略2017」の抜粋です。中長期的な企業価値の向上を促すためには、事業再編を大胆に進めていくことを後押しするような制度改革が必要であることから、株式を活用した再編の促進策も含め、事業再編を促進するための方策について検討を行うことが、昨年の「未来投資戦略」に盛り込まれました。

これを踏まえ、今回の税制改正では、資料37のような措置を講じています。企業外の経営資源・技術を取り込み、企業の生産性向上等を実現するには、大規模かつ迅速な事業再編により、戦略分野への選択と集中等々を進めていくことが重要であるとの考え方に立ち、これらの事業再編を強力に推し進めていく観点から、自社株式を対価とした公開買付けなどの任意の株式の取得による株式交換について、税制上の手当てをするものです。

ある会社が、自社株を対価に他の会社を買収しようとした場合に、その買収に応じた既存株主について、原則的には株式の譲渡益課税がかかります。しかし、今回の見直しにより、株主に本来かかってくる譲渡益課税を繰り延べる措置をとることとしています。これにより、株式交換に応じた株主に、株式交換時点で課税されることがなくなり、事業再編をより円滑に行える環境になると考えています。

デフレ脱却・経済再生に関する税制改正のポイントの3点目は、観光立国・地方創生の 実現です。まず、観光立国の実現に関する施 策について説明します。

資料38は観光立国実現に向けた財源の検討に関する背景を示したものです。政府は、観光立国の実現に向け、「明日の日本を支える観光ビジョン」を発表しており、高次元の観光施策を実行することを方針として打ち出しています。具体的には、訪日外国人旅行者数や訪日外国人の旅行消費額について数値目標を掲げ、目標達成のために、スムーズな入国管理の実現等の様々な観光関連の施策を講じることとしています。

資料39は、「明日の日本を支える観光ビジョン」と「未来投資戦略2017」のうち、観光

政策に係る財源確保に関する記述部分です。 高次元の観光施策の実行にあたり、財源確保 の重要性が指摘されています。これを受け、 昨年夏以降、関係省庁において、観光財源の 確保について検討会が行われ、平成30年度税 制改正で国際観光旅客税を創設することとな りました。

国際観光旅客税の概要は、資料40にありますように、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための財源を確保する観点から、国際観光旅客等の出国1回につき1,000円の負担を求めることとしています。適用時期は、平成31年1月7日以後の出国が対象となります。

資料41は、国際観光旅客税の使途に関する 観光立国推進閣僚会議決定の内容です。国際 観光旅客税の税収については、的確に使われ ることが重要ですので、その使途について、 基本方針が示されています。この税収は、ス トレスフリーで快適に旅行できる環境の整備 などの3分野に充てられます。この税収を充 当する施策には、受益と負担の関係から負担 者の納得が得られること、先進性や費用対効 果が高い取り組みであること、地方創生をは じめとする重要な政策課題に合致することが 求められています。平成30年度予算において 充当される具体的な施策として、ストレス フリーで快適に旅行できる環境の整備とし てCIQ体制の整備などが挙げられています。 その後は、毎年度の予算編成の中で、先ほど 説明した基本的な考え方に照らして精査して いくこととなります。また、使途の適正性・ 透明性を確保する仕組みとして、予算書にお いて使途を明確化すること、行政事業レビュ ーを活用して第三者によるチェックを行うこ とが盛り込まれています。

次に、資料42は、外国人旅行者向けの免税 販売制度の見直しについてです。この見直し は、外国人旅行者の消費をさらに活性化する 目的で行うものです。これまでの制度は、外 国人旅行者の消費を洋服やバッグ等の一般物 品と食料品や化粧品等の消耗品に分け、それ ぞれで5,000円以上の消費をした場合が対象 で、一般物品と消耗品の購入金額を合算する ことはできませんでした。今回の見直しによ り、一般物品と消耗品の購入金額の合算が可 能となりました。

資料43は、免税販売手続の電子化について 示したものです。これまでは、外国人旅行者 が免税販売で購入したものについて、購入者 誓約書の提出や、購入記録票をパスポートに 添付して割印を押す等の手続が必要でした が、そのような手続について、電子システム を通じて行うこととなりました。

次に、地方創生の実現に関する税制措置についてご説明します。具体的な内容は、資料44に示しています。地方創生の観点から、企業が地方拠点の拡充や東京23区からの本社機能の移転を行った場合に税制上の優遇が受けられる地方拠点強化税制という措置が既に設けられていますが、この措置について、今回の改正で見直しを行います。

見直しの中で最も注目すべき措置は、支援 対象地域の追加です。これまでの制度では、 東京23区から地方に本社機能を移転する際、 移転先が中部圏中心部や近畿圏中心部である 場合は税制優遇の適用対象となりませんでした。しかし、企業において大阪や名古屋から 東京に本社機能を移す流れが見られることから、まずは東京一極集中を是正することが重 要であるとの考え方に立ち、中部圏中心部や 近畿圏中心部に移転する場合も、地方拠点強 化税制の対象とすることとなりました。

(3) 経済社会の国際化・ICT 化等への対応

次に、3つ目の柱である経済社会の国際化・ICT 化等への対応についてご説明します。

ポイントの1点目は、国際課税に関する対応です。グローバル化や企業の海外進出形態の複雑化・多様化が進展していることに伴い、税務執行が困難になっている中で、適切な課税権の確保と経済の活性化のバランスを適切に図っていくことが、重要な課題となっています。

資料45はBEPSプロジェクトについての説明です。BEPSプロジェクトとは、経済活動が国際的かつ複雑になっている中で、多国籍企業による国家間の税制・税率の違いを利用した租税回避を防ぐための国際的なルール作りの取り組みのことです。BEPSプロジェクトはOECD租税委員会において立ち上げられ、日本がその議長国として国際的な議論を引っ張ってきた経緯があります。2015年10月に最終報告書を取りまとめ、現在、最終報告書に盛り込まれた措置について、各国が国内制度の整備などを行っている段階です。

資料46は、BEPS プロジェクトの最終報告 書の概要です。行動1から15までの措置が盛 り込まれており、日本政府も、準備ができた ものから、順次国内法の措置を取ってきまし た。例えば平成29年度改正では、行動3の外 国子会社合算税制の強化を行いました。今回 の平成30年度改正では行動7にある人為的な PE 認定回避に関連する国内法の整備を行う こととしています。

具体的な整備の内容は資料47に示しています。PE(恒久的施設)とは、支店等、事業を行う一定の場所や代理人をいいます。例え

ば、外国企業が日本で事業を行い、利益を得た場合、その企業のPEが日本国内にあるかどうかが、当該企業に対する課税の可否のメルクマールになっています。国際的にも、「PEなければ課税なし」というのが原則的な取り扱いとなっています。

このような背景から、企業が人為的にPEを設けない形で他国に進出することにより、租税回避を行うことが可能でした。そのような租税回避に対応しようということで、BEPSプロジェクトではPE(恒久的施設)の概念を見直しました。その後、新しいPEの概念に基づき、OECDのモデル条約の改定や、BEPS防止措置実施条約の合意等の国際的な動きがあり、日本においても、こうした新しい国際的な定義を国内法に取り入れるべく、平成30年度税制改正で関連規定の見直しを行いました。

主な内容は、支店、事務所、工場等のPEの概念の見直しです。これらについては、これまでの定義においても基本的にはPEに該当しますが、「保管・展示・引渡しなどの特定活動のみを行う場所を除く」と規定されていました。この部分に当てはまるものとして例示されるのは倉庫です。このため、日本に所在する外国法人の施設が倉庫のみである場合は課税できないこととなっていました。

先ほどご説明したPEの概念の国際的な見直しにより、「特定活動のみを行う場所も、その活動が、外国法人等の事業の遂行にあたり、準備的・補助的な性格のものでない場合はPEに該当」することとなりました。この新しい国際的な定義に合わせ、国内法のPEの概念も見直しました。改正により、倉庫等、展示や保管のみを行う場所であっても、それが準備的・補助的な性格のものではない場合

には PE に該当することとなります。

BEPS プロジェクトの最終報告書で勧告されているものの中では、移転価格税制、過大支払利子税制、義務的開示制度などについて、国内法の整備が終わっていません。これらについては、平成30年度与党税制改正大綱において、資料48のとおり引き続き検討を進めていく方針が示されています。

次に、資料49にありますように、外国人に 対する相続税・贈与税の見直しについてご説 明します。平成29年度の改正で、課税逃れを 防ぐ観点から、日本に10年超滞在した外国人 が出国後5年以内に行った相続・贈与につい ては、国外財産にも相続税・贈与税を課税す ることとなりました。

この改正については、例えば母国に戻った 外国人が5年以内に亡くなった場合、母国に ある自宅等、日本以外にある財産にも日本の 相続税が課税されるのは酷ではないかという 指摘がありました。そのため、平成30年度税 制改正では、外国人が出国後に行った相続・ 贈与については、原則として国外財産には課 税しないという見直しを行うこととしていま す。これにより、高度なスキルを持った外国 人材が、日本に長期滞在して活躍しやすくな ると考えています。

3つ目の柱のポイントの2点目は、税務手続の電子化です。税務手続の電子化については、規制改革の一貫として、行政手続コスト削減の観点から検討されてきました。昨年5月の「規制改革推進に関する第1次答申」において、資料50のとおり、電子申告(e-Tax)の利用率の数値目標が掲げられました。大法人については、電子申告の義務化が実現することを前提に、e-Taxの利用率を100%とする目標が掲げられました。中小法人について

は、利用率85%以上を目標とし、将来的に電子申告の義務化が実現することを前提に100%を目指すこととなりました。

資料51は、e-Taxの実際の利用率を示したものです。平成28年度の利用率は、法人税申告全体では、79.3%となっています。このうち、大法人は56.9%と、大法人100%、中小85%以上という数値目標があるにも関わらず、大法人の利用率のほうがむしろ低くなっており、これを引き上げていくことが課題です。

資料52は、平成29年秋の政府税制調査会の 議論をまとめたものです。経済社会のICT 化の進展を起点として、マイナンバー制度の インフラも整備されてきています。このこと を踏まえ、税務手続についてもICT 化を進 め、官民合わせたコスト削減・生産性向上を 図っていくことが必要ではないかという指摘 がありました。

具体的な方向性としては、個人の納税については、確定申告等の手続がスマートフォン等の電子端末で簡便に完結する仕組みを整備し、法人については、e-Taxの利用率を高め、電子申告を推進し、特に大法人については電子申告の義務化を検討すべきといった内容が示されました。

また、ICT 化の進展を起点として、シェアリングエコノミーに代表されるように、C to C ビジネスが拡大しています。また、クラウドソーシング等により、自宅でインターネットを通じて仕事を請け負う働き方の拡大も見込まれます。このことを踏まえ、所得税制のあり方の見直しだけでなく、確定申告をする納税者が増えていくことを想定し、より簡便な確定申告の方法を提供する必要があります。自宅で行った仕事により一定以上の所

得を得れば確定申告が必要ですし、サラリーマンの方も副業でビジネスをすれば確定申告が必要になりえます。また、シェアリングエコノミーやクラウドソーシング等による所得について、課税当局がどのように所得把握をするのかという点についても議論が必要になるとの指摘がありました。

資料53は、税務手続の電子化への取り組みの全体像を示したものです。政府税制調査会では、スマホ申告の実現や、大法人における電子申告の普及促進等の施策を2~3年以内で実現するといった内容の提言がされています。

以上の検討を背景に、平成30年度税制改正ではまず、大法人について電子申告の義務化を行うこととしています。改正の内容は資料54のとおりです。大法人については法人税・消費税等の納税申告書および添付書類の提出を電子的に行うことが義務付けられました。書面による提出は、災害時等、非常に例外的な場合に限って認められることとなりました。大法人の電子申告義務化に併せて、電子申告に用いるe-Taxについて、申告情報のスリム化、データ形式の柔軟化、提出方法の拡充等の使い勝手の改善も行います。

また、個人所得課税の年末調整手続についても電子化を行います。年末調整手続については、源泉徴収義務者である雇用者の事務負担が大きいとの指摘があり、特に大企業では、年末調整手続に関連する書類が膨大な量となっているようです。加えて、給与所得者本人の利便性向上の観点からも、資料55のとおり、現在書面で行うこととされている生命保険料控除、地震保険料控除、住宅ローン控除の年末調整手続を電子的に行うことを可能とする内容の改正を行うこととなりました。

ポイントの3点目として、適正な課税を確保するための取組みについてご説明します。資料56は、金の密輸に対応するための措置について示したものです。最近、金の密輸が大きな社会問題となっています。密輸に対する抑止力の観点から、金の密輸に関して、関税・消費税における罰則の大幅な引上げを行うこととしています。

次に、一般社団法人を悪用した租税回避への対応についてご説明します。資料57に、租税回避の一例と、これに対応するための見直しについて示しています。一般社団法人は登記だけで簡単に設立できることから、一般社団法人に資産を移転して、役員を親から子に交代する形で事実上の相続が行われるケースがありました。この場合、実質的には親から子に財産の支配権が移転しているにもかかわらず、相続税が課税されません。

このような租税回避に対応するため、今回の税制改正において一般社団法人に関する相続税等の見直しを行うことにしています。具体的には、同族関係者が理事の過半を占める一般社団法人について、その同族理事の1人が死亡した場合に、当該法人の財産を対象に法人に相続税を課税することで、租税回避ができない仕組みとしています。

(4) たばこ税の見直し

平成30年度税制改正の4つ目の柱は、たばこ税の見直しです。たばこ税については財政物資としての性格を踏まえ、これまでも税率の引上げを行ってきましたが、今回の改正においても、厳しい財政事情や健康増進等の観点も踏まえ、たばこ税の見直しおよび税率の引上げを行うこととしています。

資料58をご覧ください。見直しのポイント

は2点あります。1点目は、紙巻たばこの税率の引上げです。引上げ幅は1回当たり1本1円で、今年10月、再来年(2020)10月、2021年10月の3段階に分け、合計3円の税率の引上げを行います。

2点目は、最近急速にシェアを伸ばしてい る加熱式たばこについての課税方式の見直し です。現在「加熱式たばこ」という課税区分 はなく、パイプたばこに分類し重量で紙巻た ばこに換算して課税しています。その結果、 加熱式たばこの税負担は低くなっており、加 熱式たばこの中でも銘柄間の税負担割合の差 がかなり大きくなっています。そこで、資料 59のとおり、加熱式たばこのシェアが急速に 拡大している現状も踏まえ、今回の改正にお いて、新たに加熱式たばこという課税区分を 設け、商品特性に合った形での課税をするこ ととしています。通常、たばこ税は重さに対 して課税する従量税ですが、加熱式たばこに 関しては、従量税の要素と従価税の要素を半 分ずつ取り入れて課税することとしていま す。新しい課税方式への移行は、企業の開発 努力や、消費者、たばこ農家等への影響に配 慮し、5回に分けて段階的に行います。

3. その他

最後に、今回の平成30年度税制改正の内容

と直接は関係しませんが、来年10月の消費税 引上げの際に軽減税率制度が導入されること を、リマインドさせていただきます。本制度 導入に関するご案内を、資料60、61にご参考 までに付けています。ご不明点、質問等がご ざいましたら、照会先も載せておりますので、 お問い合わせください。早めの準備をしてい ただくようにご案内しております。

また、アメリカの税制改革についても簡単にご説明します。資料62、63は、その内容についてまとめたものです。基本的には、税制の簡素化、税負担の軽減を中心とした改革となっています。特に注目されているのが法人税率の引下げです。今回のアメリカの税制改革の影響を踏まえ、諸外国においても法人税のあり方がいろいろと検討、議論されています。アメリカあるいは諸外国の税制改正の動向やその経済への影響については、十分に点検・分析して、日本の税制のあり方の検討に活かしていきたいと考えています。

ご清聴、ありがとうございました。

本稿は、平成30年5月25日に開催された 信託セミナーにおける財務省主税局総務課 兼調査課企画官(現財務省主税局総務課 主税企画官)大関由美子氏の講演内容を取りまとめたものである

(おおぜき・ゆみこ)

(資料1)

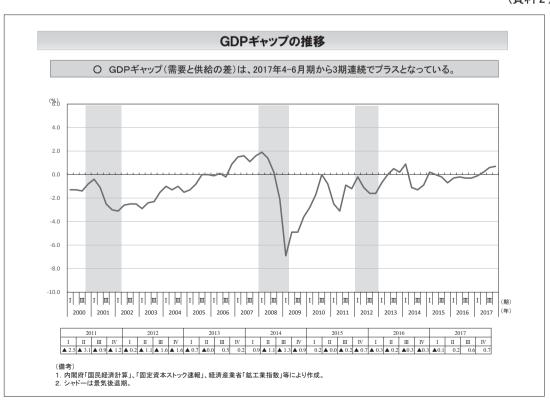
主な経済指標の推移

		安倍政権発足前	
名目GDP		492. 9兆円 (2012年10-12月)	
個人消費 (2011年=100)		102. 3 (2012年12月)	
雇用情勢	失業率	4.3% (2012年12月)	
推用消费	有効求人倍率	0. 83倍 (2012年12月)	
企業収益(経常利益) ※季節調整値 設備投資 ※季節調整値		12. 4兆円 (2012年10-12月)	
		8. 6兆円 (2012年10-12月)	
業況判断 (大企業・製造業)		▲12 (2012年12月)	
鉱工業生産指数 (2010年=100)		94. 7 (2012年12月)	
株価		10, 230円 (2012年12月26日)	

	現在	備考	
>	547. 9兆円 (2018年1-3月)	過去最高水準	
	104. 0 (2018年3月)		
	2. 5% (2018年3月)	約25年ぶりの低水準	
	1. 59倍 (2018年3月)	史上初めて 全都道府県で1倍超え	
	20. 0兆円 (2017年10-12月)	過去最高水準	
	10. 8兆円 (2017年10-12月)	リーマンショック前の 水準を回復しつつある	
	24 (2018年3月)	リーマンショック前以来 11年ぶりの高水準	
	104. 1 (2018年3月)		
	22, 930円 (2018年5月18日)		

(出所) 内閣府「国民経済計算」、「消費総合指数」、総務省「労働力調査」、厚生労働省「一般職業紹介状況」、 財務省「法人企業統計季報(全規模・全産業)」、日本銀行「短観(全国企業短期経済観測調査)」、経済産業省「鉱工業指数」、Bloomberg「日経平均株価」

(資料2)



(資料3)

経済社会における構造の変化①

人口動態と労働力人口 就業者数増加の内訳 ○ 少子高齢化の進展により、生産年齢人口は大きく減少してきているが、働く意思を有する労働力人口は、2012年以降増加している。 女性と高齢者の就業者数が増加している。 (2012-2017⁽¹⁾) 10.17 就業有数:+251万人 外国人万都者数 (在18) DED TO USE 11,000 10,000 450 6,565 F.A 9,000 15-64:+111 65-:+90 情報搭码第:+25 安阳第、黄食サービス第:+15-6.400 食業別 部売買·小売費:+31 製売買:+19 5.000 6,200 万正是:+220

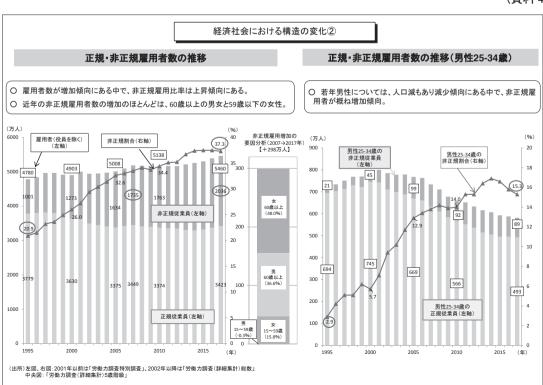
※カッコ内は2012年から2017年の増減数。 出典:終務省「労働力調査 (基本集計、2002年以降の就業者数は詳細集計)」「人口推計(補間補正人口)」

15 17

ph ph 役員除く雇用有款: +299 (協助公司雇用有款: +280) 出典:総務省(労働力調査 (労働力人には基本集計、鉄業者数は評総集計)」。 別会:総務省(労働力調査 (労働力人には基本集計、鉄業者数は評総集計)」。 別会で報義を(利用 18 mm+40) 厚生労働省「外国人雇用状況」

الم فاق كام

(資料4)

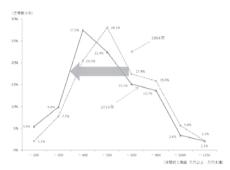


(資料5)

経済社会における構造の変化③

年間収入階級別の世帯数分布の推移(若年世帯)

○ 若年世帯においては収入が全体的に低下。



(出州) 総体制・全国消費実際改良」 (注:) 二人以上の世帯代帯主の存動が30歳未満)。 (注:) 指令性帯の年間の人間接は30万円以上については耐分がジストにとから報報している。

働き方の多様化の進展

- かつては、「学校卒業後、1つの会社で定年まで勤めあげ、年金生活に入る」といったライフコースが典 型的であったが、
 - 特定の企業や組織に属さず、専門分野の能力等を活かして、フリーランスとして、業務単位で仕事を 譲け負う
 - 会社員が平日の夜〜週末の時間を活かして副業として事業の立ち上げを行い、事業が軌道に乗ったところで独立する
 - ・ <u>子育て</u>をしながら会社員時代に培ったスキルを活かして在宅で仕事を請け負う
 - <u>富齢者</u>が、長年培った能力や経験を活かし、業務単位の仕事の賃貸や起業支援等の活躍をする
- など、働き方の多様化が進展。
- ○「養き方改革実行計画」においては、「安倍内閣は、一人ひとりの意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で悪敵な働き方を選択可能とする社会を追求することとされている。





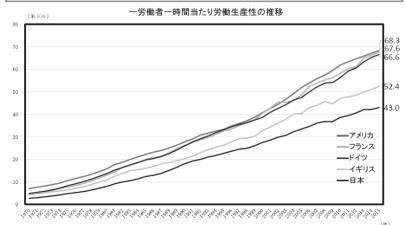




(資料6)

我が国の労働生産性

〇他の先進国と比べ、我が国の時間当たり労働生産性は低く、米仏独との差は拡大傾向。



(備考) 1.0ECD.Statにより作成。2.労働生産性は一労働者一時間当たりの名目GDPで、購買力平価[Current PPP] でドル検算したもの。

(出典)働き方改革実行計画(参考資料)

(資料7)

構造改革(今後の取組)

骨太方針2017(2017.6)

~ 人材への投資を通じた生産性向上 ~

▶「人生100年時代權想会議」(2017.9~)

〇働き方改革

◆同一曾金同一労働など非正規雇用の処遇改善

基本給・ボーナス・福利厚生などの不合理な待遇差是正の根拠法

◆長時間労働の是正

罰則付き時間外労働上限を定める法改正 (原則、月45時間・年360時間。労使協定を結んでも年720時間)

◆保育の受け皿整備 : 子育て安心プラン

平成30~34年度の5年間で約32万人分の受け皿整備

◆介護の受け皿整備

・2020年代初頭までに約50万人分以上の受け皿整備

◆女性・若者の人材育成、高齢者の就労促進

・65歳以降の継続雇用延長・定年延長を行う企業への支援

〇人材投資・教育と財源確保

- ◆幼児教育の段階的無償化
- ◆**高等教育の負担軽減**(無利子奨学金・給付型奨学金)
- ◆大学教育の質の向上(教育成果に基づく私学助成配分見直し等)
- ◆リカレント教育
- 教育訓練絵付の対象拡大
- 専門職大学の創設

◆<u>少子化対策、子供・子育で支援</u>
・子育て安心プラン・保育人材の確保

〇消費の活性化

- ◆可処分所得の拡大
- 3%程度を目途とした最低賃金の引上げ(全国加重平均1000円を目指す)
- 継続的な賃上げに向けた環境整備
- ※4年連続で今世紀最高水準の賃上げを実現

◆新しい需要の喚起

キッズウィーク(地域ごとに学校休業日を分散化)・プレミアムフライデー

未来投資戦略2017(2017.6)

~ Society 5.0の実現 ~

(第4次産業革命(IoT、ビッグデータ、AI、ロボット等)のイノベーションを取り入れることで、様々な課題を解決する社会)

OSociety 5.0に向けた5つの戦略分野

- 1. 健康寿命の延伸 ・保険者に対する予防インセンティブ強化(後期高齢者支援金の加減算率の引上げ)
- 効果的・効率的な遠隔診療 AI開発・実用化の促進
- 介護ロボット等の導入、効果のある自立支援
- 2. 移動革命の実現
 - ックの隊列走行 ・地域での無人自動走行による移動サービス
- ・高度な自動走行に向けた方針策定
 ・ドローンによる荷物配送
- 3. サプライチェーンの次世代化 : データ連携の制度 整備・先進事例

4. 快適なインフラ・まちづくり ・インフラ整備・維持管理の生産性向上: 「i-Construction」の対象拡大 →2025年度までに建設現場の生産性2割向上

5. FinTech : フィンテック実証実験ハブ、フィンテックサミット

OSociety 5.0に向けた横割課題

- ◆データの利活用基盤・制度構築 : 公共データのオープン化
- ◆教育・人材力の抜本強化
- ・数理・データサイエンス教育、小学校でのプログラミング教育 ・高度外国人材 ・生産性の高い働き方
- 高度外国人材
- ◆規制の「サンドボックス」の創設
- 参加者や期間を限定し、参加者の同意を前提に、「まずやってみる」
 一規制の存在とデータ蓄積の不足の悪循環の解消
- ◆規制改革·行政手続簡素化
- 法人設立デジタル・ワンストップ化 ◆コーポレートガバナンス改革の実質化
- スチュワードシップ・コード改訂等を踏まえたフォローアップ

◆国家戦略特区 自動走行、ドローン実証実験

・幅広い分野の「外国人材」受入れ

(資料8)

個人所得課税の見直しに関するこれまでの議論

2015

骨太の方針2015 「人口動態、世帯構成、働き方・稼ぎ方な ど、経済社会の構造が大きく変化する中、 持続的な経済成長を維持・促進するとと もに、経済成長を阻害しない安定的な税 収基盤を構築する観点から、税体系全 般にわたるオーバーホールを進める。」

閣議決定

「女性の活躍推進・子ども子育て支援の 観点等を踏まえつつ、多様化する働き方 等への中立性・公平性をより高めるため、 早期に取り組む。」

2016

骨太の方針2016

「個人所得課税・・・については、政府税制 調査会が取りまとめたこれまでの論点整 理に沿って、同調査会における更なる議 論も踏まえつつ、経済社会の構造変化 を踏まえた税制の構造的な見直しを計 期間中のできるだけ早期に行う。」

2017

骨太の方針2017

「個人所得課税については、所得再分配 機能の回復や多様な働き方に対応した 仕組み等を目指す観点から、引き続き丁 寧に検討を進める。」

政府税制調查会

経済社会の構造変化を踏まえた 税制のあり方に関する論点整理

- 経済社会の構造変化の実像
- ・個人所得課税の見直しの基本的考え方

平成28年度税制改正大綱 ・個人所得課税の見直しの基本的

方向性

与党税制調查会

経済社会の構造変化を踏まえた 税制のあり方に関する中間報告

- ・配偶者控除の見直しに関する論点整理
- ・個人所得課税の見直しの基本的考え方

経済社会の構造変化を踏まえた 税制のあり方に関する中間報告②

・働き方の多様化等を踏まえた個人所得 課税の見直しに関する基本的考え方

平成29年度税制改正大綱

- ・就業調整を意識しなくて済む仕組みを 構築する観点からの配偶者控除等の 見直し
- ・個人所得課税の見直しの基本的 方向性

平成30年度税制改正大綱

- 働き方の多様化等を踏まえた個人所 得課税の見直し
- 今後の見直しの基本的方向性

(資料 9)

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」の概要 (今後の税制のあり方の検討にあたっての論点整理)

> 平成27年11月 政府税制調査会

● 税制のあり方の検討にあたっての論点(個人所得課税)

- 配偶者控除の見直し
- 基礎控除等の人的控除に係る所得控除方式の見直し
- 働き方の多様化等を踏まえた「所得計算上の控除」と「人的控除」のあり方の見直し
- 老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築

● 今後の検討にあたって

- 今後の中長期的な税制のあり方については、少子高齢化の進展や人口減少を踏まえ、勤労世代に負担が偏らず、 資本蓄積を極力、阻害しないものとすることが重要。また、経済活動や資本移動のグローバル化を踏まえると、国 境を越えて移動する所得に対する課税には限界があり、その中で、社会保障等の公的サービスの財源を安定的に確 保していく必要。
- 国民が安心して暮らせる社会を構築するという目的は、個人所得課税及び資産課税の改革のみによって達することはできない。税制のみならず、教育再生や成長戦略の実行、社会保障制度や労働政策といった関連する制度・政策との連携を含め、総合的な対応が必要。
- 家族のあり方や働き方など国民の価値観に深く関わるものであることから、**幅広く丁寧な国民的議論を期待**。当 調査会としては、**本論点整理を踏まえ、さらに検討を深化**。

(資料10)

平成29年度税制改正大綱(抄)

平成28年12月8日自由民主党公明党

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

- 1 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革
- (1)配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築するためには、税制、社会保障制度、企業の配偶者手当制度などの面で総合的な取組みを進める必要がある。

(由略)

このような就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、所得税・個人住民税における現行の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行う。具体的には、所得税の場合、配偶者特別控除について、所得控除額38万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を85万円(給与所得のみの場合、給与収入150万円)に引き上げるとともに、現行制度と同様に、世帯の手取り収入が逆転しないような仕組みを設ける。この給与収入150万円という水準は、安倍内閣が目指している最低賃金の全国加重平均額である1,000円の時給で1日6時間、週5日勤務した場合の年収(144万円)を上回るものである。

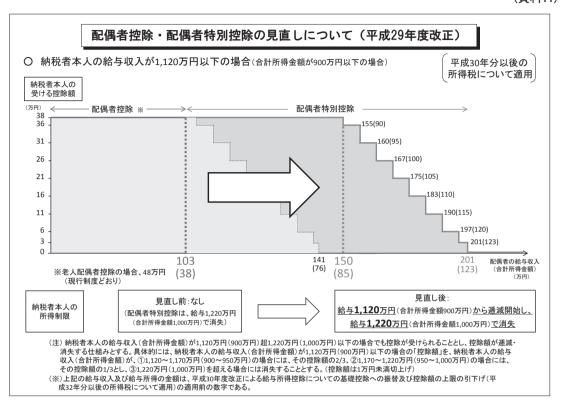
こうした見直しは、<u>働きたい人が就業調整を行うことを意識しないで働くことのできる環境づくりに寄与</u>するものであり、また、<u>人</u> 手不足の解消を通じて日本経済の成長にも資することが期待される。

同時に、配偶者控除・配偶者特別控除について、担税力の調整の必要性の観点から、これらの控除が適用される納税者本人の合計所得金額に所得制限を設けることとし、国・地方を通じた税収中立を確保する。こうした所得制限は、後述する所得再分配機能の回復に資するものであるが、その際、所得に応じた税負担の差をなだらかにする観点から、所得控除額を所得に応じて逓減・消失させていく仕組みとする。今回の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減収額については、全額国費で補塡する。

就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築は、税制だけで達成できるものではなく、社会保障制度などの関連する制度・政策における取組みが重要である。本年10月より被用者保険の適用拡大が実施されているが、短時間労働者の就業調整を防ぐなどの観点から今後も更なる適用拡大に向けた検討を着実に進めていくこととしており、今後とも就業調整につながる要因を取り除いていくことが重要である。

また、配偶者が一定の収入以下であることを要件とする企業の配偶者手当制度等も就業調整の大きな要因の一つである。配偶者手当制度等を有している企業に対しては、今般の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを踏まえ、労使の真摯な話し合いの下、就業調整問題を解消する観点からの見直しを行うことを強く要請する。

(資料11)



(資料12)

経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)(抄)

第3章 経済・財政一体改革の推進

- 3. 主要分野ごとの改革の取組
- (5)歳入改革、資産・債務の圧縮
- ① 歳入改革

(税制の構造改革)

経済社会の構造が大きく変化する中、引き続き、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。

個人所得課税や資産課税については、政府税制調査会におけるこれまでの議論等を踏まえ、経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しについて検討を行う。所得再分配機能の回復を図るためには、税制、社会保障制度、労働政策等の面で総合的な取組を進める必要がある。個人所得課税については、所得再分配機能の回復や多様な働き方に対応した仕組み等を目指す観点から、引き続き丁寧に検討を進める。

国際協調を通じた「BEPS プロジェクト」の勧告の着実な実施を通じて、グローバルな経済活動の構造変化及び多国籍企業の活動実態に即した国際課税制度の再構築を進めていく。あわせて、税務当局間の情報交換をより一層推進する。

グローバル化やICT化が急速に進展する中で、国・地方における納税者の利便性を向上させるとともに、 適正・公平な課税を実現し、税に対する信頼を確保するため、制度及び執行体制の両面からの取組を強化する。

(資料13)

平成29年度税制改正大綱(抄)

平成28年12月8日自由民主党

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

1 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革

(2) 今後の個人所得課税改革の方向性

上記の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しは、個人所得課税改革の第一弾であり、今後も改革を継続していく。 経済社会の著しい構造変化の中で、近年、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加しており、こうした若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。そのため、税制、社会保障制度、労働政策等の面で総合的な取組みを進める必要があるが、個人所得課税においては、所得再分配機能の回復を図ることが重要であり、各種控除等の総合的な見直しを丁寧に検討していく必要がある。

基礎控除をはじめとする人的控除等については、現在、「所得控除方式」を採用しているが、高所得者ほど税負担の軽減効果が大きいことから、主要諸外国における負担調整の仕組みも参考にしつつ、来年度の税制改正において控除方式のあり方について検討を進める。具体的には、収入にかかわらず税負担の軽減額が一定となる「ゼロ税率方式」や「税額控除方式」の導入のほか、現行の「所得控除方式」を維持しつつ高所得者について税負担の軽減額が逓減・消失する仕組みの導入が考えられる。

雇用の流動化や、労働者に近い形態で働く自営業主の割合の増加など、働き方が様々な面で多様化している。現在の個人所得課税は、所得の種類に応じた負担調整の仕組みを採用しているが、人的な事情に配慮を行いつつ、ライフスタイルに合わせて多様な働き方を自由に選択できるようにすることが重要である。こうした観点から、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と基礎控除などの「人的控除」のあり方を全体として見直すことを検討していく。

老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、保険等に関連する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う。

個人住民税については、地方公共団体が提供する行政サービスの財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、制度のあり方を検討していく。その際、個人住民税は、比例税率となっているため、控除方式の選択による税負担調整の効果に制約があることに留意する必要がある。

これらの改革に当たっては、個人所得課税の税制全体における位置づけや負担構造のあるべき姿について検討する必要があり、丁寧に進めていくこととする。

(資料14)

所得税の見直し(30年度改正)

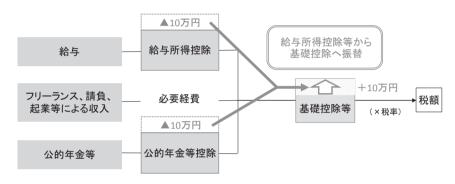
- <u>働き方の多様化</u>を踏まえ、<u>「働き方改革」を後押し</u>する観点から、骨太の方針・与党大綱を踏まえ、 見直し。
- 所得税は家計に直結する税制。**負担の急激な変動を避ける**とともに、**子育て世帯等に配慮**。また、 準備期間を十分に確保するため、**平成32年(2020年)1月**から施行。
 - (1)給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替
 - (2)給与850万円超の者の給与所得控除を引下げ(子育て世帯等に配慮)
 - (3) 年金1,000万円超 又は 年金以外の所得1,000万円超の者の公的年金等控除を引下げ
 - (4) 基礎控除を逓減・消失(所得2.400万円超から逓減、2.500万円超で消失)

(資料15)

基礎控除への振替(30年度改正)

(1)基礎控除への振替

- 我が国の個人所得課税は、**多様な働き方の拡大を想定しているとは言い難く、働き方や収入の稼 得方法により所得計算が大きく異なる仕組み**となっている。
- <u>給与所得控除・公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替える</u>ことにより、フリーランスや起業、 在宅で仕事を請け負う子育て中の女性など、様々な形で働く人を応援することができ、働き方改革の 後押しになる。



※ 給与所得と年金所得の双方を有する者については、片方に係る控除のみが減額される。

(資料16-1)

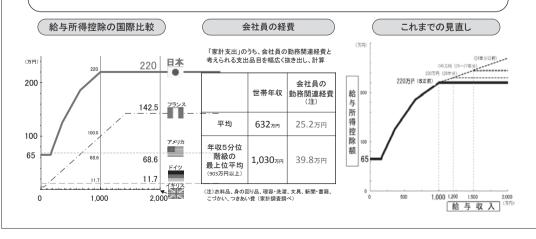
給与所得控除の適正化(30年度改正)

(2)給与所得控除の引下げ

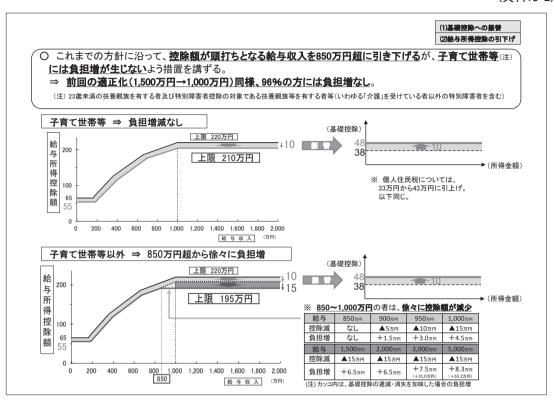
- 給与所得控除は、**勤務関連経費を大幅に上回る水準。諸外国の水準と比べても圧倒的に高い**。
- ○「控除額を主要国並みに漸次適正化する」との方針の下、近年、上限を引き下げてきたところ。 (給与1.500万円→1.200万円→1.000万円)

(参考)平成26年度与党税制改正大綱(抄)

<u>給与所得控除</u>については、税制抜本改革法において、そのあり方について検討することとされている。<u>現行の水準は、所得税の課税ベースを大きく浸食しており、実際の給与所得者の勤務関連支出に比しても、また、主要国の概算控除額との比較においても過大となっていることから、中長期的には主要国並みの控除水準とすべく、漸次適正化のための見直しが必要である。</u>



(資料16-2)



(資料17)

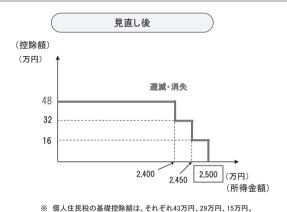
(1)基礎控除への振替 公的年金等控除の適正化(30年度改正) (3)公的年金等控除の引下げ ○ 公的年金等控除は、年金以外の所得がいくら高くても、年金のみで暮らす者と同じ控除が受けら れる制度。 ○ 公的年金等控除について、 ① 公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に上限を設ける。 ② 年金以外の所得が1,000万円超の年金受給者(0.5%)の控除額を引き下げる。 負担増となる見込みの人数 見直し後(65歳以上の場合) (万円) 改正前 205.5 - ■ 10 → 基礎控除へ振管 上限設定 年金収入が1.000万円超の者 3.000人程度 (公的年金等控除の額) 年金以外の所得 1,000万円超の場合 年金以外の所得が1,000万円超 20万人程度 120 年金以外の所得 110 100 90 の者(うち2,000万円超の者) (うち10万人程度) 2,000万円超の場合 合計 20万人程度 1,000 年金受給者全体(4,000万人程度)の0.5%程度 (公的年金等の収入金額) (注) 65歳未満の場合、最低保障額(改正前70万円)は、 - 基礎控除への振替により60万円、 - 年金以外の所得1,000万円超の場合は50万円、 - 年金以外の所得2,000万円超の場合は40万円となる。

(資料18)

基礎控除の適正化(30年度改正)

(4)基礎控除の逓減・消失

- 基礎控除は生活保障的意味合いから設けられているが、所得が高いほど税負担の軽減額が 大きい。
- 生活に十分余裕のある者には措置する必要はないという考えに基づき、控除額について、 **所得2,400万円超から逓減、2,500万円超(0.3%)で消失**させる。



(資料19)

見直しの効果

- **働き方の自由度**を高め、**労働供給、イノベーション**を促進。
- 起業の助走期間や、転職の期間を含め、**働く人へのセーフティネット**を手厚くする。

会社員

96%の方は、 負担増減なし

給与850万円超の方の 一部は負担増 フリーランス等の方々 (含む起業する者等)

負担減

年金受給者

ほとんどの方は 負担増減なし

年金1,000万円超又は 年金以外の所得1,000 万円超の方は負担増

(資料20)

平成30年度税制改正大綱(抄)

平成29年12月14日 自 由 民 主 党 公 明 党

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

- 1 個人所得課税の見直し
- (2) 今後の見直しに向けた基本的方向性

今回の個人所得課税の見直しにおいては、働き方の多様化への対応とともに、所得再分配機能の回復の観点から、各種控除の見直しを行ったところである。今後も、所得再分配機能の回復や税負担のあり方の観点から、引き続き見直しを継続していく。

経済社会の著しい構造変化の中で、近年、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加しており、こうした若い世代や 子育て世帯に光を当てていくことが重要である。そのため、税制のみならず、社会保障制度、労働政策等の面を含め、総合 的な取組みを進める必要がある。

給与所得控除や公的年金等控除といった所得計算上の控除については、働き方の多様化の進展状況等も踏まえ、基礎控除への更なる振替を検討するとともに、今回の見直しの考え方やこれまでの税制改正大綱に示された方針を踏まえ、そのあり方について引き続き丁寧に検討する。また、経済社会のICT化等の動向や諸外国の制度も踏まえ、適正な記帳の確保に向けた方策を講じつつ、事業所得等の適正な申告、所得把握に向けた取組みを進める。

人的控除については、平成29年度税制改正及び今回の改正により、基礎控除、配偶者控除及び配偶者特別控除について、 逓減・消失型の所得控除方式が採用されることとなる。今後の制度のあり方については、<u>給与所得控除等からの振替による</u> 影響を見極めるとともに、所得再分配機能をどの程度強化すべきかという点も踏まえながら、引き続き検討する。

老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、保険等に関連する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど<u>公平な制度</u>を構築する観点から幅広い検討を行う。

個人住民税については、地域の住民サービスを支える基幹税としての役割の重要性に鑑み、充実強化を図ることを基本として、制度のあり方を検討していく。その際、個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するとの性格を有すること、応益課税としての性格を明確化する観点から比例税率により課税されていることなど、その性格や仕組み等に留意する必要がある。

個人所得課税の見直しについては、個人の負担に直結するものであることから、<u>累次の改正の影響も見極めつつ、国民の</u>理解を得ながら、引き続き丁寧に議論を進めていくこととする。

(資料21-1)

これまでの法人税制における対応①

25年度 改正

○ 設備投資や賃金引上げを促進するための思い切った政策税制

- 「生産等設備投資促進税制」の創設 (→②廃止)
- 「研究開発税制(総額型)」の拡充
- 「所得拡大促進税制」の創設 など

26年度 改正

27年度

改正

- 復興特別法人税の1年前倒し廃止 <法人実効税率> 従前37.00%→334.62%
- 〇 設備投資や賃金引上げを促進するための思い切った政策税制
 - 「生産性向上設備投資促進税制」の創設 (→図縮減・図廃止(図改正))
 - 「研究開発税制(増加型)」の拡充
 - 「所得拡大促進税制」の拡充 など

○ 成長志向の法人税改革:初年度〈法人実効税率〉 @34.62%→@32.11%(→@31.33%)〈課税ベースの拡大等〉

- 床代へ一への加入サンケ損金繰越控除の見直し(大法人)
- 一 受取配当等益金不算入の見直し
- 一 法人事業税の外形標準課税の拡大(大法人)
- 一 租税特別措置の見直し(「研究開発税制(総額型)」の重点化、「生産等設備投資促進税制」の廃止など)

<賃金引上げへの配慮>

- 一 ②・◎の2年間の先行減税
- 「所得拡大促進税制」の拡充
- 一 地方版「所得拡大促進税制」の創設(法人事業税)

○ 成長志向の法人税改革:2年目 <法人実効税率> ②32.11%→③29.97%(→⑤29.74%)<課税ペースの拡大等>

28年度 改正

- 一 租税特別措置の見直し(「生産性向上設備投資促進税制」の見直し(→図縮減・図廃止))
- 一 減価償却の見直し(建物附属設備・構築物の償却方法を「定額法」に一本化)
- 法人事業税の外形標準課税の更なる拡大(大法人) ※中堅企業への影響に十分配慮(激変緩和)
- 一 欠損金繰越控除の更なる見直し(大法人) ※改革の加速化に伴う企業経営への影響を平準化

(資料21-2)

これまでの法人税制における対応②

29年度 改正

○ 研究開発投資や賃金引上げを促進、中堅・中小事業者を支援するための政策税制

- 一「研究開発税制」の見直し(総額型の控除率の見直し、増加型の廃止)
- 一「所得拡大促進税制」の見直し(大法人は重点化、中小法人は拡充)
- 一「地域経済を牽引する企業向けの設備投資促進税制」の創設
- 「中小企業向け設備投資促進税制」の拡充

30年度 改正

〇 持続的な賃金引上げと生産性向上のための設備投資を後押しするための政策税制

- 「所得拡大促進税制」の改組
- 「情報連携投資等の促進に係る税制」の創設
- 租税特別措置の適用要件の見直し

(資料22)

成長志向の法人税改革: 法人実効税率「20%台」の実現 (与党税制改正大綱(27年12月16日))(抄)

28改正

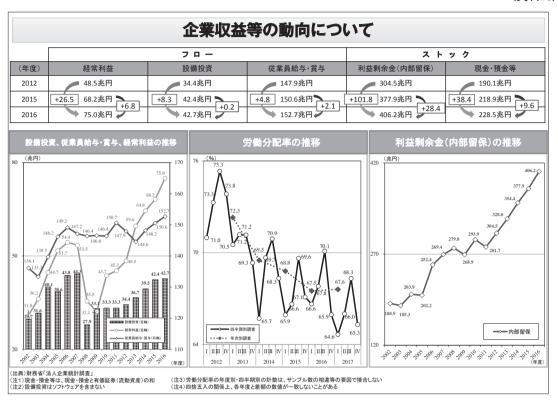
「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方の下、平成27年度に着手した成長志向の法人税 改革を、更に大胆に推進する。法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革し、「稼ぐ力」のある企業等 の税負担を軽減することにより、企業に対して、収益力拡大に向けた前向きな投資や、継続的・積極的な賃上 げが可能な体質への転換を促す。

特に、生産性向上設備投資促進税制については、予定通りの縮減を行うとともに、企業の投資判断の前倒 しを促すよう、平成28年度末の適用期限をもって廃止するものとする。

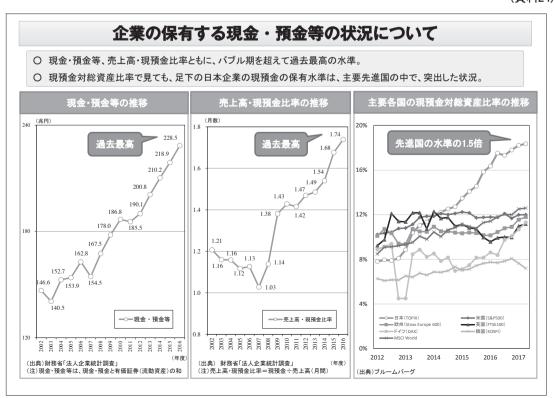
・・・ 国・地方を通じた法人実効税率は平成28年度に29.97%となり、目標としていた「20%台」を改革2年目にして実現する。さらに平成30年度には、29.74%となる。なお、企業部門に対していわゆる先行減税を含む「財源なき減税」を重ねることは、現下の厳しい財政事情や企業部門の内部留保(手元資金)の状況等に鑑みて、国民の理解を得られない。このため、税率引下げに当たっては、制度改正を通じた課税ベースの拡大等により財源をしっかりと確保することとした。

経済界には、法人実効税率「20%台」の実現を受けて、改革の趣旨を踏まえ、経済の「好循環」の定着に向けて一層貢献するよう、強く求める。現在、企業の内部留保は350兆円を超え、手元資金も増えている一方で、大企業の設備投資は伸び悩んでいる。足下では賃上げに向けた動きも見えてきているものの、労働分配率は低下している。企業経営者がマインドを変え、内部留保(手元資金)を活用して、投資拡大や賃上げ、さらには取引先企業への支払単価の改善などに積極的に取り組むことが、何よりも重要な局面となっている。今後、こうした経済界の取組状況等を見極めつつ、企業の意識や行動を変革していくための方策等についても検討を行う。

(資料23)



(資料24)



(資料25)

第12回未来投資会議 (平成29年11月17日) 安倍内閣総理大臣ご発言

2020年を大きな目標に、「生産性革命」の実現に向けて、企業による人材や設備への力強い投資 を促すため、これまでにない大胆な政策を講じる必要があります。

賃上げや設備投資に積極的な企業には、国際競争において十分に戦える環境を整備します。特に、革 新的な技術やビジネスに果敢に挑戦する企業には、思い切って世界で打ち勝つことができる環境を提供 します。他方で、企業収益が過去最高となる中で賃上げや投資に消極的な企業には、コーポレートガバ ナンス改革や様々な政策ツールを活用して、果断な経営判断を促していきます。

税制も含めて大胆かつメリハリのついた対策を検討してまいりたいと思います。とりわけ、雇用情勢 が大きく改善する中、人手不足に悩む中小・小規模事業の生産性向上は国の課題です。安倍内閣は、こ れまでも、固定資産税の半減など中小・小規模事業の「攻めの投資」を後押ししてきました。さらに、 赤字など厳しい経営環境の下でも、投資などにチャレンジする中小・小規模事業者の皆さんを後押しす るため、従来にない税制や補正予算など、大胆な支援策を講じていきたいと思います。中小・小規模事 業でも賃上げ可能な経営環境をつくり上げることで、景気回復のうねりを全国津々浦々に広げてまいり ます。

(由略)

改革を進めることで、世界からベンチャー精神あふれる人たちが日本に集まるような日本をつくり上 げていきたいと思います。

世界に先駆けて我が国で「生産性革命」を実現する。そのために、税制、予算、規制改革、これまで にない大胆な政策を実行していく考えであります。各大臣におかれては、この大方針の下、来月の「経 済政策パッケージ」の策定に向けて、政策の具体化を進めてもらいたいと思います。

(資料26)

賃上げ・生産性向上のための税制について

30改正

生産性向上のための設備投資と持続的な賃上げを強力に後押しする観点から、賃上げや国内投資に積極的な企業の税負担を軽 減すると共に、賃上げや国内投資に消極的な企業に係る租税特別措置の適用要件の見直しを行う。

くI. 賃上げ及び投資の促進に係る税制> (所得拡大促進税制の改組)

【要件】

①賃金:継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率≥3% ②投資:国内設備投資額≥当期の減価償却費の総額の9割 ③教育訓練: 当期の教育訓練費≧前期・前々期の教育訓練費の 平均の1.2倍

【措置】 ・①及び②を満たした場合:

給与等支給総額の対前年度増加額×15%の税額控除 (上限は法人税額の20%)

②及び③を満たした場合 給与等支給総額の対前年度増加額×20%の税額控除 (上限は法人税額の20%)

<Ⅱ. 情報連携投資等の促進に係る税制>

①投資:企業内外データの連携・高度利活用による生産性向上等、 に乗りがアーツの定法・高度が10円による工程に可工す。 「生産性向上特別措置法(案)」上の要件を満たすもの として認定された計画に基づく投資(ソフトウェア、器具備 品、機械装置)

②賃金:継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率≥3%

【措置】 ・①及び②を満たした場合:

投資額の5%の税額控除又は30%の特別償却 (税額控除額の上限は法人税額の20%)

①のみを満たした場合 投資額の3%の税額控除又は30%の特別償却 (税額控除額の上限は法人税額の15%)

<Ⅲ. 租税特別措置の適用要件の見直し>

【要件】

大企業が次の要件のいずれにも該当しない場合

- 継続雇用者給与等支給額が前事業年度を超えること
- ② 国内設備投資額が当期の減価償却費の総額の1割を超えること

※当期の所得金額が前期の所得金額以下の場合には対象外とする。

【措置】 研究開発税制その他一定の税額控除※の規定を適用しない。 ※ 対象となる税額控除:生産性革命との関連が強い、賃上げ・ 投資に係る法人税の租税特別措置

し、特定の地域・業種を対象とする措置、中小企業を対象と する措置等は除く。)

<Ⅳ. 中小企業における賃上げの促進に係る税制(中小企業における所得拡大促進税制の改組)>

【要件】

①継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率≥1.5%

②継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率≥2.5% かつ、当期の教育訓練費≥前期の教育訓練費の1.1倍等

【措置】(上限は法人税額の20%)

給与等支給総額の対前年度増加額×15%の税額控除 給与等支給総額の対前年度増加額×25%の税額控除

(資料27)

I. 賃上げ及び投資の促進に係る税制

30改正

- 生産性向上のための国内設備投資や人材投資、持続的な賃上げを促す観点から、十分な 賃上げや設備投資を行った企業について、賃上げ金額の一定割合の税額控除ができる措 置を講ずる。(3年間の措置)
- リカレント教育等人材投資を増加した企業に対しては、税額控除率を上乗せ。

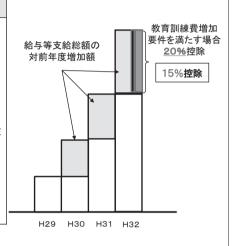
≪要件等≫

【要件】

- ·継続雇用者給与等支給額:対前年度増加率3%以上
- ·国内設備投資額: 当期の減価償却費の総額の9割以上

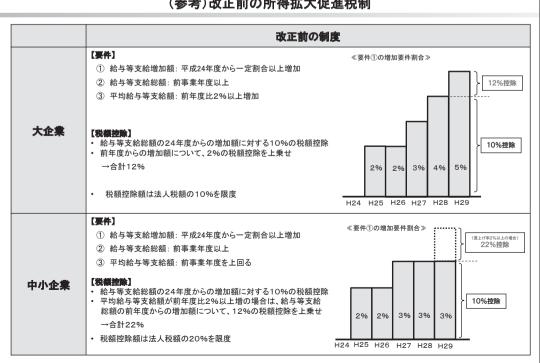
【税額控除】

- ·給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除
- ・教育訓練費増加要件(当期の教育訓練費≧前期・前々期の教育訓練費の平均の1.2倍)を満たす場合には控除率を5%上乗せ(→合計20%)
- ・税額控除額は法人税額の20%を限度



(資料28)

(参考)改正前の所得拡大促進税制



(資料29)

Ⅱ. 情報連携投資等の促進に係る税制の創設

30改正

○ 企業の内外におけるデータを連携・高度利活用すること等により生産性の向上を図る等、「生産性向上特別措置法(案)」の要件を満たすものとして認定された計画に基づく投資の促進に係る税制 (特別償却又は税額控除)を創設する。(3年間の措置)

【要件】

1. 計画の認定

①データ連携の内容

- 社外データやこれまで取得したことのないデータを社内 データと連携
- ・企業の競争力における重要データをグループ企業間や 事業所間で連携

②セキュリティ面

必要なセキュリティ対策が講じられていることをセキュリティの専門家が担保

③ 生産性向上目標

投資年度から一定期間において、以下のいずれも達成 見込みがあること

労働生産性:年平均伸率2%以上投資利益率:年平均15%以上

など

2. 継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率≥3%

課税の特例の内容

■ 認定された事業計画に基づいて行う設備投資 について、以下の措置を講じる。

対象設備	特別償却	税額控除
※ ソフトウェア 器具備品 機械装置	30%	要件1.2. を満たす場合 59% (法人税額の 20%を限度) 要件1.のみ を満たす場合 3% (法人税額の
		15%を限度)

最低投資合計額:5,000万円

※ 開発研究用資産を除く。 器具備品及び機械装置にあっては、ソフトウェアと同時に取得するものに限る。

(資料30)

データの連携・高度利活用による生産性の向上の具体的な事例

事業所間連携、IoTデータ活用(製鉄)

企業間連携(航空機部品製造)

仮想「一つの製鉄所」による全体最適化

- 国内各生産拠点のデータをIoTを活用してシステム統合し、稼動状況のデータを自動継続的に取得してAIで分析。
- 競争上重要なデータを離れた地点間で連携させる ため、暗号化の技術等を駆使したセキュリティ対 策を実施。
- これらのデータを予防保全の高度化や生産の全体 最適化に活用することで、生産量の増加、納期短 縮、故障発生率の低減などを実現し、大幅に生産 性を向上。加えて、事業所間でデータ連携を行う ことで受注と設備稼働状況の共有が図られ、余剰 生産能力の活用や輸送コストの削減などを実現。



産業の枠を超えた連携による生産の高度化

- 複数の中小部品メーカーが連携して、元来もっていた高い技術力を活かしつつ、量産に必要な生産管理手法を共有し、航空機部品の一貫生産体制を構築。
- 各社の原料調達・部品生産・納入等の稼働データ 等を、横断システムを通じてリアルタイムに共有 されることで、各社が生産効率を最大化。
- これにより、協業・分担体制の生産スピード向上や品質向上を実現し、大幅に生産性を向上。



(経済産業省資料より作成)

(資料31)

皿. 和税特別措置の適用要件の見直し

30改正

- 大企業について、次の要件のいずれにも該当しない場合、その企業には研究開発税制その他一定の税額 控除※の規定を適用しないこととする。(3年間の措置)
 - ① その大企業の継続雇用者給与等支給額が前事業年度の継続雇用者給与等支給額を超えること
 - ② その大企業の国内設備投資額が当期の減価償却費の総額の1割を超えること
 - 但し、大企業の**当期の所得金額**が前期の所得金額以下の場合には対象外とする。
- ※ 対象となる税額控除:特定の地域、業種、中小企業を対象とする措置等を除く、生産性の向上に関連する租税特別措置

和税特別措置の類型

特定の地域に限定した措置

- 特区税制
- 沖縄税制 等

中小企業関連

- 少額減価償却資産の特例
- · 中小企業投資促進税制 等

生産性の向上に関連する措置

- 研究開発税制
- 地域未来投資促進税制
- ・【新設】情報連携投資等の 促進に係る税制

特定の業種に限定した措置

- 海外投資等損失準備金
- 農業経営基盤強化準備金 等

その他

- 特定の資産の買換え特例
- 土地税制関連(収用等) 等

(資料32)

「経済政策パッケージ:生産性革命」との関係

30改正

<I:賃上げ及び投資の促進に係る税制>

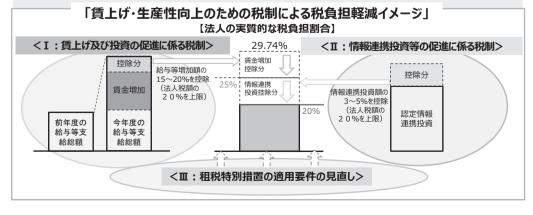
• 「賃上げや設備投資に積極的な企業に対しては、法人の利益に対する実質的な税負担を、国際競争において十分に戦える程度まで軽減する。特に、人材投資に真摯に取り組む企業については負担軽減を深掘りする。」 (実質的な税負担の割合を25%まで引下げ)

<Ⅱ:情報連携投資等の促進に係る税制>

• 「さらに、賃上げを行いつつ、革新的な技術を用いて生産性の向上に果敢に挑戦する企業に対しては、実質的な税 負担を、思い切って世界で打ち勝つことができる程度まで軽減する。」(実質的な税負担を20%まで引下げ)

<Ⅲ:租税特別措置の適用要件の見直し>

「他方、企業収益が過去最高となる中で、賃上げや投資に消極的な企業に対しては、果断な経営判断を促すための税制措置を講じる。」



(資料33)

Ⅳ. 中小企業における賃上げの促進に係る税制

30改正

- 中小企業における持続的な賃上げを促す観点から、賃上げ金額の一定割合の税額控除がで きる措置を講ずる。(3年間の措置)
- さらに、高い賃上げを行い、かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、税額控除率 を上乗せ。

≪要件等≫

【要件】

·継続雇用者給与等支給額:対前年度増加率1.5%以上

【税額控除】

- ·給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除
- ・継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5% 以上であり、かつ、

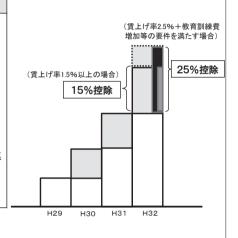
教育訓練費増加等の要件*を満たす場合には、控除率 を10%上乗せ (→合計25%)

・税額控除額は法人税額の20%を限度

※ 教育訓練費増加等の要件・次のいずれかの要件

①当期の教育訓練費≥前期の教育訓練費の1.1倍

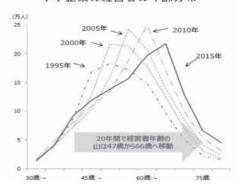
②中小企業等経営強化法の認定に係る経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことの証明



(資料34)

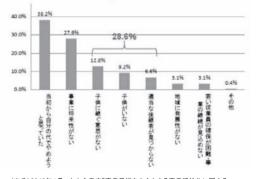
中小企業経営者の現状

中小企業の経営者の年齢分布



(出典)平成28年度 帝国データバンクの企業概要ファイルを 中小企業庁にて再編加工

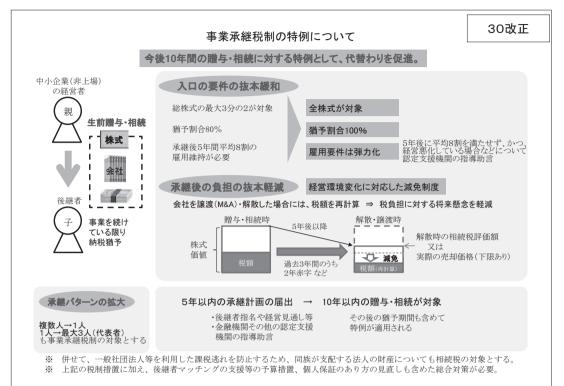
60歳以上の経営者のうち廃業を予定している者について、 その理由



(出典)2016年4月 中小企業庁「事業承継を中心とする事業活性化に関する 検討会」資料 (2016年2月日本政策金融公庫総合研究所

「中小企業の事業承継に関するインターネット調査」)

(資料35)



(資料36)

未来投資戦略2017(コーポレートガバナンス・産業の新陳代謝)

3. 「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝

(2)新たに講ずべき具体的施策

i)中長期的な企業価値向上に向けた取組の一層の推進

これまでの継続的な取組により、企業の取締役会の構成の変化や投資家の企業との対話に臨む姿勢の積極化、また、 政策保有株式の縮減に向けた動きなど、コーポレートガバナンス改革には着実な進展が見られる。他方で、我が国企 業は、欧米企業と比較すると、事業ポートフォリオの転換等が十分に進まず、収益力の面でいまだ改善の余地がある。 第4次産業革命の急速な進展など、企業を取り巻く経営環境が変化する中で、企業が「稼ぐ力」を改善し、持続的な 成長を実現するためには、取締役会等の適切な監督の下、中長期的な視点に立った投資家との「建設的な対話」を通 じて、経営陣が果敢にリスクテイクを行い、中長期的な企業価値の向上に向けて、人材力、研究開発力、ブランドカ などの向上に向けた投資や事業再編などの取組を進める必要がある。

このため、引き続き、実効的なコーポレートガバナンス改革に向けた取組を深化させるとともに、<u>大胆な事業再編を後押しする制度改革など、中長期的な企業価値の向上を促すための</u>取組を進める。

④ 事業再編の円滑化

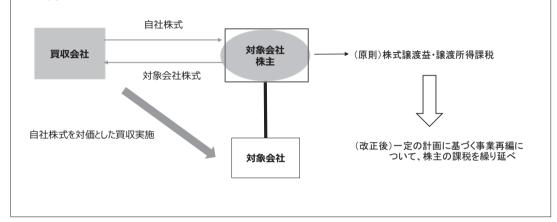
第4次産業革命の進展というグローバルな環境変化の中、「稼ぐ力」を高めるためには、コーポレートガバナンス 改革の取組の深化と併せ、事業ポートフォリオを機動的に見直し、経営資源を成長性・収益性の見込める事業に振り向けていくことが必要である。このため、株式を活用した再編の促進策も含め、事業ポートフォリオの迅速な転換など大胆な事業再編を促進するための方策について広く関係制度の検討を行い、来年度を目途に必要な制度的対応を講じる。

(資料37)

自社株式を対価とした株式取得による事業再編の円滑化

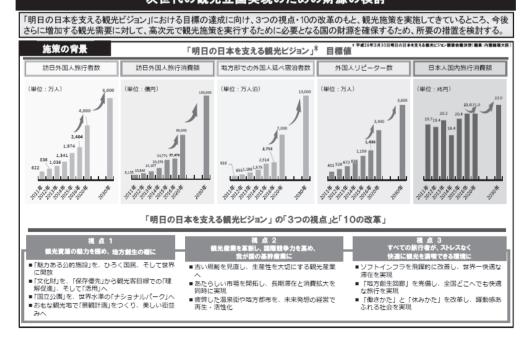
30改正

- 企業外の経営資源・技術を取り込み、企業の生産性向上等を実現するためには、大規模かつ迅速な事業再編によって、戦略分野への選択と集中、プラットフォームの提供、事業ポートフォリオ転換等を進めていくことが重要。
- これらの特定の事業再編を強力に推し進めていく観点から、改正産業競争力強化法に基づく特別事業 再編計画の認定を受けた事業者が行った特別事業再編(自社株式を対価とした公開買付けなどの任意の 株式の取得)による株式の交換について、その交換に応じた株主に対する譲渡損益に係る課税を繰り延 べる。



(資料38)

次世代の観光立国実現のための財源の検討



(資料39)

閣議決定等

明日の日本を支える観光ビジョン

(平成28年3月30日、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議)

観光施策を実施するための国の追加的財源を確保するため、観光先進国を参考に、受益者負担による財源確保を検討。

- ・観光立国の実現による経済再生と財政健全化を両立させる観点から、引き続き観光関係予算の適切な確保に努めるとともに、今後のインバウンド拡大等増加する観光需要に対して高次元で観光施策を実行するため、国の追加的な財源の確保策について検討を行う。
- ・検討に当たっては、他の観光先進国の取組も参考にしつつ、観光立国の受益者の負担による方法により、 観光施策に充てる追加的財源を確保することを目指す。

未来投資戦略2017

(平成29年6月9日、閣議決定)

次世代の観光立国実現のための財源の検討

- ・昨今のインバウンド拡大が我が国の経済、社会、人々の暮らしに変化を及ぼし、観光が成長戦略や地方創生の柱となる状況を踏まえて、今後さらに増加する観光需要に対して高次元で観光施策を実行するために必要となる国の財源の確保策について検討を行う。
- ・検討に当たっては、他の観光先進国の取組も参考にしつつ、観光立国の受益者の負担による方法により、 観光施策に充てる財源を確保することを目指す。

(資料40)

国際観光旅客税の創設

30改正

観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための財源を確保する観点から、国際観光旅客等の 出国1回につき1,000円の負担を求める国際観光旅客税を創設する。

概要

納税義務者	航空機又は船舶により出国する一定の者(国際観光旅客等)	
非課税等	・航空機又は船舶の乗員 ・強制退去者等 ・公用機又は公用船(政府専用機等)により出国する者 ・乗継旅客(入国後24時間以内に出国する者) ・外国間を航行中に天候その他の理由により本邦に緊急着陸等した者 ・本邦から出国したが天候その他の理由により本邦に帰ってきた者 ・2歳未満の者 (注)本邦に派遣された外交官等の一定の出国については、本税を課さない。	
税率	税率 出国1回につき1,000円	
徴収・納付	①国際旅客運送事業を営む者による特別徴収 ➤ 国際旅客運送事業を営む者は、国際観光旅客等から徴収し、翌々月末までに国に納付 ②国際観光旅客等による納付(プライベートジェット等による出国の場合) ➤ ①以外の場合、国際観光旅客等は、航空機等に搭乗等する時までに国に納付	
適用時期	平成31年1月7日(月)以後の出国に適用 (同日前に締結された運送契約による国際旅客運送事業に係る一定の出国を除く)	

(資料41)

国際観光旅客税(仮称)の使途に関する基本方針等について (平成29年12月22日観光立国推進閣僚会議決定)

- 1. 国際観光旅客税(仮称)の使途に関する基本方針
- (1) 訪日外国人旅行者2020年4,000万人等の目標達成に向けて、
 - ① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
 - ② 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
 - ③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上
 - の3つの分野に国際観光旅客税(仮称)の税収(以下、「観光財源」という。)を充当する。
- (2) 観光財源を充当する施策は、既存施策の財源の単なる穴埋めをするのではなく、以下の考え方を基本とする。
 - ① 受益と負担の関係から負担者の納得が得られること
 - ② 先進性が高く費用対効果が高い取り組みであること
 - ③ 地方創生をはじめとする我が国が直面する重要な政策課題に合致すること

(3) 使途の適正性の確保

観光財源の使途の適正性を確保する観点から、受益と負担の関係が不明確な国家公務員の人件費や国際機関分担金などの経費には充てないこととする。また、観光財源を充当する3つの分野については、観光庁所管の法律を改正し、法文上使途として明記する。また、予算書においても観光財源が充当する予算を明確化する。

(4) 第三者によるチェック

無駄遣いを防止し、使途の透明性を確保する仕組みとして、行政事業レビューを最大限活用し、第三者の視点から適切な P D C A サイクルの循環を図る。

2. 平成30年度において観光財源を充当する具体的な施策・事業 平成30年度予算においては、平成31年1月7日からの徴収に よる総額60億円の歳入について、上記1. の基本方針に基づき、 CIQ体制の整備など特に新規性・緊急性の高い以下の施策・事業に存在スプととする。

XICOL COCCCO VI			
	具体的使途	金額	計上官庁
①ストレスフリーで快適に旅 行できる環境の整備	最新技術を活用した顔認証ゲートや税 関検査場電子化ゲートの整備等による CIQ体制の整備	20億円	法務省 財務省
	ICT等を活用した多言語対応等	11億円	観光庁
	旅行安全情報等に関する情報プラット フォームの構築	1億円	観光庁
②我が国の多様な魅力に関 する情報の入手の容易化	JNTOサイト等を活用したデジタルマー ケティングの実践	13億円	観光庁
③観光資源の整備等による 地域での体験滞在の満足 度向上	文化財や国立公園等に関する多言語 解説の整備	5億円	文化庁
		2.5億円	環境省
		3億円	観光庁
	訪日観光における新たな観光コンテンツ 整備・V R等の最新技術を駆使した最 先端観光の育成	4.5億円	観光庁

3. 平成31年度予算編成に向けた対応方針

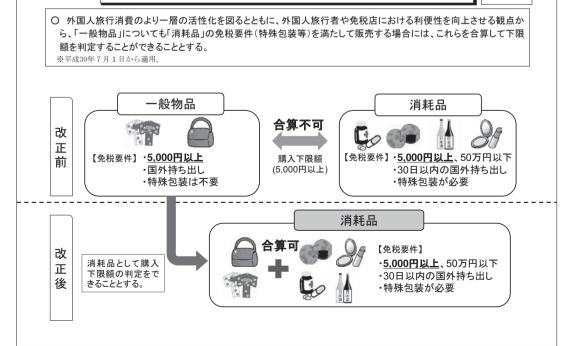
国際観光旅客税(仮称)の税収が満年度化する平成31年度 予算以降は、硬直的な予算配分とならず、観光財源を充当する具 体的な施策・事業が、常に上記1.(2)の考え方を満たすものと なるべく、毎年度洗い替えが行なえるよう、観光戦略実行推進タスク フォースにおいて、民間有識者の意見も踏まえつつ検討を行い、予算 を編成する。

また、受益と負担の関係を明確化し、予算の総合性の確保等を 図る観点から、観光財源を充当する具体的な施策・事業について、 観光庁に一括計上した上で、関係省庁に移し替えて執行する。

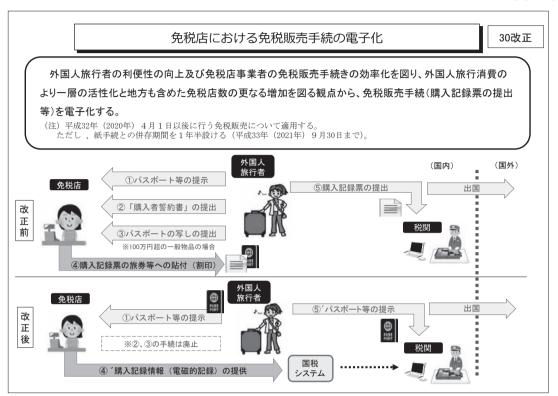
(資料42)

外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し(購入下限額の合算判定)

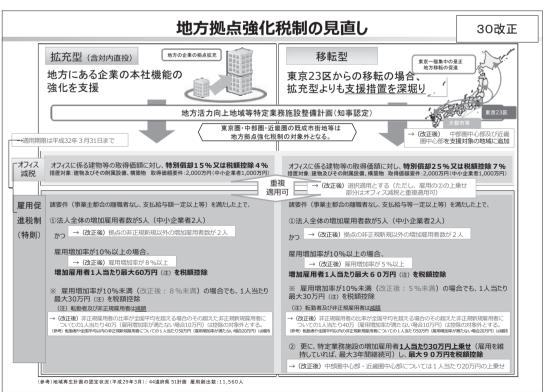
30改正



(資料43)



(資料44)



(資料45)

「BEPSプロジェクト」について

O BEPSプロジェクトとは(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting (税源浸食と利益移転))

- ・ 公正な競争条件の確保(level playing field)という考え方の下、多国籍企業が課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うこと(BEPS)がないよう、国際課税ルール全体を見直し、世界経済並びに企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・多国籍企業の透明性を高めることを目指すプロジェクト。
- ・ 2012年6月にOECD租税委員会(当時の議長:浅川財務官)が本プロジェクトを立ち上げ、OECD非加盟のG20メンバー国も議論に参加。2015年10月に最終報告書を公表、同11月のG20サミットに報告。BEPS合意事項を実施するための「BEPS包摂的枠組み」には113か国が参加(2018年3月時点)。

〇 背景

- ・ グローバルな経済活動、ローカルな課税: 企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、電子商取引も急増するなど、グローバルなビジネスモデルの構造変化が進む中、この構造変化に各国の税制や国際課税ルールが追いつかず、多国籍企業の活動実態とルールの間にずれが生じていた(二重非課税という課題の重要性の高まり)。
- 負担の公平性: 各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させ、より多くの国民負担を求める中、 多国籍企業の課税逃れに対する批判が高まった。

「BEPSプロジェクト」の三本柱

A. 多国籍企業は払うべき(価値が創造される)ところで税金を支払うべき [実質性]

(企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、グループ内取引を通じた 租税回避のリスクが高まる中、経済活動の実態に即した課税を重視するルールを策定)

B. 各国政府・多国籍企業の活動に関する透明性向上 [透明性]

(多国籍企業の活動・納税実態の把握のため の各国間の情報共有等の協調枠組みの構 築 等)

C. 企業の不確実性の排除 [予見可能性]

(租税に係る紛争について、より効果的な紛 争解決手続きを構築するとともに、BEPSプロジェクトの合意の迅速な実施を確保)

(資料46)

「BEPSプロジェクト」最終報告書の概要

A. 多国籍企業は価値創造の場で税金を支払うべきとの観点から、国際課税原則を再構築 「実質性)

(1) 電子経済の発展への対応

電子経済に伴う問題への対応について、海外からのB2C取引に対する消費課税のあり方等に関するガイドラインを策定した。

行動1 電子経済の課税上の課題への対応 → 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税方式を見直し(27年度改正)

(2) 各国制度の国際的一貫性の確立

各国間の税制の隙間を利用した多国籍企業による租税回避を防止するため、各国が協調して国内税制の国際的調和を図った。

行動2 ハイブリッド・ミスマッチの無効化 → 27年度改正で対応済。また、 租税条約の拡充(含行動⑤)の中で対応 行動3 外国子会社合算税制の強化 → 租税回避リスクを外国子会社

行動3 外国子会社合算税制の強化 → 租税回避リスクを外国子会社の個々の活動内容により把握するよう見直し(29年度改正)

行動4 利子控除制限 → 24年度に導入した過大支払利子税制について、法改正の要否を含め検討

(3) 国際基準の効果の回復

伝統的な国際基準(モデル租税条約・移転価格ガイドライン)が近年の多 国籍企業のビジネスモデルに対応できていないことから、「価値創造の場」 において適切に課税がなされるよう、国際基準の見直しを図った。

行動6 条約濫用の防止 → 租税条約の拡充(含行動⑤)の中で対応 行動7 人為的なPE認定回避 → 租税回避の防止等のためPEの範囲を 見直し(30年度改正)。租税条約の拡充(含行動⑥)の中で対応

行動8-10 移転価格税制と価値創造の一致 → 特に無形資産の取扱いについて、法改正の要否を含め検討

B. 各国政府・多国籍企業の活動に関する透明性向上 「添明性)

(4) 透明性の向上

多国籍企業による租税回避を防止するため、国際的な協調のもと、税務当局が多国籍企業の活動やタックス・ブランニングの実態を把握できるようにする制度の構築を図った。

行動12 タックス・プランニング → 法改正の要否を含め検討 の義務的開示

行動13 多国籍企業情報の報告制度 → 28年度改正で (移転価格税制に係る文書化) 対応済

C. 企業の不確実性の排除 (予見可能性)

(5) 法的安定性の向上

BEPS対抗措置によって予期せぬ二重課税が生じる等の不確実性を排除し、予見可能性を確保するため、租税条約に関連する 紛争を解決するための相互協議手続きをより実効的なものとする ことを図った。

行動14 より効果的な紛争解決メカニズムの構築 → 租税条約 の拡充(含行動⑮)の中で対応

(6)BEPSへの迅速な対応

BEPS対抗措置を効率的に実現するための多数国間条約を策定する。

行動15 多数国間条約の開発 → 参加(29年6月に署名済)

(資料47)

恒久的施設(PE)関連規定の見直し

30改正

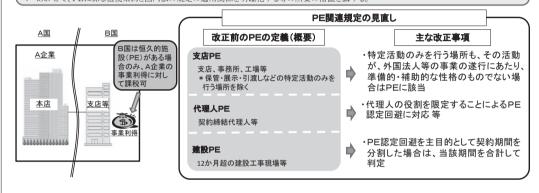
恒久的施設(PE: Permanent Establishment)とは、事業を行う一定の場所(支店等)・代理人をいう。例えば、外国企業が日本国内で事業を行う場合、日本国内にその企業のPEがなければ、その企業の事業利得に課税できない(「PEなければ課税なし」の原則)。

【PEを巡る国際的な動向】

- ✔ 同措置を盛り込んだ、BEPS防止措置実施条約が合意され、我が国は平成29年6月に署名。また、最近の二国間条約(ロシア、バルト三国等)において、同措置を踏まえた定義を採用している。

【国内法の改正】

- ✔ 我が国の国内法におけるPEの定義について、人為的回避防止措置に対応する等、上記国際的スタンダードに合わせる見直しを行う。
- * あわせて、PEに係る租税条約と国内法の規定の適用関係を明確化する等の所要の措置を講ずる。



(資料48)

「平成30年度与党税制改正大綱(抄)」

5 経済活動の国際化への対応

(1)国際課税に関する制度の見直し

国際課税については、引き続き、日本企業の健全な海外展開を支えることにより海外の成長を国内に取り込むとともに、国際的な脱税や租税回避に対してより効果的に対応していく。このため、平成29年度税制改正大綱の「今後の国際課税のあり方についての基本的考え方」で掲げた、①「BEPSプロジェクト」の合意事項の着実な実施を通じた国際協調の推進、②「経済活動や価値創造の場と税が支払われるべき場所を一致させる」との「BEPSプロジェクト」の基本的考え方を踏まえた、健全な海外展開を歪める誘引の除去、③税に関する透明性の向上に向けた国際的な協調、という基本方針の下で臨む。また、企業部門の予見可能性の向上にも配慮する。

(中略)

「BEPSプロジェクト」の実施枠組みへの参加は100か国を超え、非居住者保有の金融口座情報の自動的交換が一部始まるなど透明性の向上に向けた取組みも進んでいる。今後も国際協調において主導的な役割を果たすため、わが国も引き続き国際合意に則った制度の整備を進める必要がある。特に、平成29年度税制改正大綱において中期的に取り組むべき事項として掲げた、移転価格税制、過大支払利子税制及び義務的開示制度については、「BEPSプロジェクト」における勧告や諸外国の制度・運用実態等を踏まえて検討を進める。

(資料49)

外国人の出国後の相続税納税義務の見直し

30改正

【平成29年度改正】

課税逃れを防ぐ観点から、日本に長期間(10年超)滞在した外国人が、出 国後5年以内に行った相続・贈与については、国外財産にも相続税・贈与 税を課税することとした。

【平成29年度改正に対する指摘】

○ 例えば引退後に母国に戻った外国人が死亡したような場合にまで、日本 以外にある財産についても、日本の相続税が課税されるのは酷。



【見直し後】

- 外国人が出国後に行った相続・贈与については、原則として国外財産に は課税しない。
- ただし、日本に長期間(10年超)滞在した外国人が、出国後に行った贈与 については、出国から2年以内に再び日本に住所を戻した場合には、国外 財産にも贈与税を課税。

(資料50)

規制改革推進に関する第1次答申 (平成29年5月23日 規制改革推進会議) (電子申告関係部分)

Ⅱ 行政手続コストの削減に向けて

3. 今後の取組

(前略) <u>各府省は、</u>行政手続簡素化の3原則(「行政手続の電子化の徹底」、「同じ情報は一度だけの原則」、「書式・様式 の統一」)を踏まえ、行政手続コストを2020年までに20%削減すること等を内容とする行政手続部会取りまとめに沿って、 積極的かつ着実に行政手続コストの削減に向けた取組を進める。

規制改革会議行政手続部会取りまとめ (平成29年3月29日 規制改革推進会議行政手続部会)[抄]

重点分野

【取組の内容】

重点分野は以下の9分野とする。

①営業の許可・認可に係る手続 ②社会保険に関する手続

③国税

④地方税 ⑤補助金の手続

⑥調査・統計に対する協力

⑦従業員の労務管理に関する手続

⑧商業登記等⑨従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行 (個別分野の手続) なお、「従業員の納税に係る事務」については、規制改革推進会議

(各省庁に共通する手続)

(各省庁に共通する手続)

(各省庁に共通する手続)

(個別分野の手続)

(個別分野の手続)

(個別分野の手続)

(個別分野の手続)

(個別分野の手続)

(投資等ワーキンググループ)において、社会全体の行政手続ユスト の削減に向けた検討を別途行う。また、「行政への入札・契約に関す る手続」については、行政手続部会において、別途検討を行う。

3. 削減目標 (3) 取組期間 【取組の内容】

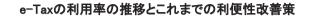
取組期間は、3年とする(平成 31 年度まで)。ただし、事項によっては 5年まで許容する(平成33年度まで)。

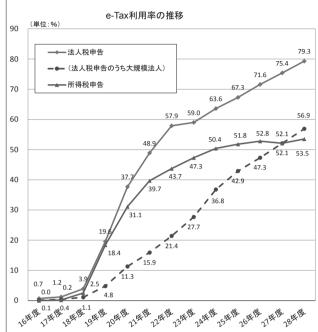
(4) 削減目標

削減目標は、削減率 20%とする。

- (注1)「国税」については、次の事情を踏まえ、削減目標とは別途の数 値目標等を定める。
- 1. 「国税」については、以下の点に留意する必要がある。
- ① 我が国では、多くの諸外国と異なり、<u>税務訴訟における立証責任</u>が、通常、課税当局側にあるとされていること。
- ② 消費税軽減税率制度・インボイス制度の実施、国際的租税回避への対 広等に伴い、今後、事業者の事務負担の大幅な増加が不可避であること。
- 2. <u>諸外国の税分野における行政手続コスト削減</u>の要因は明確ではないが、 少なくとも<u>電子申告の利用率の大幅な向上が寄与している</u>と考えられるこ とに鑑み、次の数値目標を設定する。
- ① 電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人税・消 費税の申告について、電子申告(e-tax)の利用率100%。
- ② 中小法人の法人税・消費税の申告について、電子申告(e-tax)の利用 率85%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提と して、電子申告(e-tax)の利用率100%。
- 3. 手続の電子化、簡素化等により、事業者の負担感減少に向けた取組を進
- ① 電子納税の一層の推進
- ② e-taxの使い勝手の大幅改善(利用満足度に係るアンケートを実施し、 取り組ま?)
- ③ 地方税との情報連携の徹底(法人設立届出書等の電子的提出の一元 化、電子申告における共通入力事務の重複排除等)

(資料51)





ICT化の進展に対応した主な施策(e-Tax関連等)

(施行・適用開始)

平成16年・電子申告、電子納税(e-Tax)の運用開始

平成17年 ・法定調書の電子提出の運用開始 (オンライン又は光ディスク等による提出)

平成19年・税理士による代理送信の場合の電子署名省略

(納税者本人の電子署名省略)

【所得税】電子申告における税額控除の導入 平成20年 (19年分、20年分:控除額5,000円)

【所得税】電子申告における第三者作成書類の 提出省略(医療費の領収書等)

平成21年・電子納税へのダイレクト納付の導入

平成22年 【所得税】電子申告税額控除の延長 (21年分、22年分:控除額5,000円)

平成24年 【所得税】電子申告税額控除の延長

平成26年・法定調書の電子提出義務化 (前々年に1,000枚以上提出している法定調書)

平成28年・第三者作成書類の電子提出可能化 (イメージデータ(PDF)による提出)

平成31年 【所得税等】認証手続の簡便化(ID・パスワード方式)

(資料52)

政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月)の概要



経済社会のICT化の進展等

- ICTの普及・発展(企業の財務・会計処理等におけるシステムの利用、個人へのスマートフォンの普及等)
- マイナンバー制度等のインフラの整備
- ・ 取引形態の変化(C to C取引の増加等)
 - ギグエコノミーの進展(インターネットを通じて個別の仕事を請け負う働き方の増加等)

税務手続の電子化等

- 税務手続におけるICTやデータの活用を進め、 -全ての納税者が簡便・正確に手続を行うことができる環境を整備
- 一官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上を図る

[個人(非事業者)]

・確定申告・年末調整が、基本 的に携帯電話端末(スマートフォ ン)等で完結する仕組みを整備 ※将来的に、マイナポータル等にお いて必要な情報を一元的に確認し、 活用できる仕組みが実現する可 能性

[法人]

- ・電子申告システム(e-Tax) の機能改善、提出書類の見 直し等を進め、併せて大法人 に電子申告を義務化
- 将来的には、中小法人を含め、電子申告利用率100%を 目指す

[個人・法人共通]

- 技術の進展や情報セキュリティに留意しつつ、認証手続を簡便化
- ・ 行政機関間のデータ連携を推進し、情報提出の重複を削減
- ・電子帳簿を普及させ、文書保存の負担を軽減

個人所得課税の見直し等

○ 多様な働き方を踏まえた所得計算のあり方

働き方の多様化を踏まえ、「所得計算上の控除」から「人的控除」に負担調整のウェイトをシフトすることが適当

〇 人的控除の控除方式のあり方

主要国における「税額控除方式」や「ゼロ税率方式」、「逓減・消失型の所得控除方式」を参考に、控除方式のあり方を見直し

O 経済社会のICT化に対応した所得把握のあり方

デジタルエコノミーにおける取引を通じて稼得する者の所得を、適切に把握するための方策について検討

○ 老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度

個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度を構築す る観点から、総合的な枠組について検討

・官民のデータによるやり取りが進むことにより、様々な情報を活用した制度が設計可能 ・制度を適切に運営し、その下で国民の利便性を高めるためにも、税務手続の電子化が重要

(資料53)

税務手続の電子化:取組の全体像・スケジュール (イメージ)

政府税調中間報告②
平成29年11日)別添資量

- 経済社会のICT化等を踏まえ、<u>納税者の利便を向上</u>させつつ、<u>税務手続に係るデータ活用を推進</u>。
- 働き方が多様化し、申告者が増加・多様化する中、ICTの活用等を通じ、全ての納税者が簡便・正確に申告等を行える納税環境を整備。 また、官民を含めた多様な当事者がデータをデータのまま活用・円滑にやり取りできる姿を実現し、官民あわせたコストの削減、企業の 生産性向上を図る。そのため、以下に掲げた取組をスピード感をもって進める。
- ・ ②の取組は、財務省において(所要の税制改正等を前提として)実施可能。原則全て今後数年間(概ね2~3年間程度)で実現を図る。
- ・ <u>なの取組</u>は、実施にあたり関係省庁等の協力(省庁横断的な検討作業、マイナポータルの整備・活用等)が必要。その進捗を踏まえて、 タイムリーかつ積極的に取組を進める。

◎スマホ申告の実現 (H31.1~段階的に対象範囲拡大)

◎ID・PWのみ(またはマイナンバーカードのみ)で e-Tax利用可能(H31.1~)

◎医療費控除の申告における医療費通知データの活用 (H30.1~段階的実施)

◎年末調整が基本的にオンラインで完結する仕組みの整備 (被用者: PC・スマホ等での手続の実現、 雇用者:書面確認・保管の負担軽減) ☆技術の進展や政府方針等を踏まえた e-Taxの認証手続の一層の利便性向上

☆マイナポータル等で確定申告・年末調整に 必要な情報を一元的に確認し 活用する仕組みの整備(将来的課題)

☆マイナポータル等を诵じたカスタマイズ型情報配信

☆マイナポータルによる税、年金等の手続の オンライン・ワンストップ化

法人 (法人税 関係)

個人

関係)

(所得税

◎電子申告の普及促進(大法人:e-Tax義務化、中小法人:e-Tax利用率85%以上・将来的に義務化)

◎国税・地方税の法人設立関係手続の オンライン・ワンストップ化 (H31年度)

☆社会保険・登記を含む全法人設立関係手続の オンライン・ワンストップ化

個人· 法人 共通 ◎☆行政機関間のデータ連携拡大(情報提出の重複削減(ワンスオンリー化))

◎電子帳簿の普及促進(文書保存の負担軽減)

◎納付のキャッシュレス化推進(現金納付の手続負担軽減)

(資料54)

国税の申告手続の電子化促進措置

30改正

- 経済社会のICT化等を踏まえ、政府全体として行政手続の電子化を進めてきているが、国税の電子申告の 普及は道半ばの状況。 (平成28年度の利用率: 法人税申告 79.3%(法人税申告のうち大規模法人 56.9%)、所得税申告 53.5%)
- O こうした中、官民あわせたコストの削減や企業の生産性向上を推進する観点から、<u>申告データを円滑に電子</u> 提出できるよう環境整備を進めつつ、まずは大法人について、電子申告の義務化を行う。

(平成32年4月1日以後開始する事業年度について適用)

大法人の電子申告義務化

- O 大法人(※1)は、法人税・消費税等の<u>納税</u> 申告書及び添付書類の提出を電子的に行わ なければならないこととする。
 - (※1)内国法人のうち事業年度開始の時の資本金の額等が1億円を超える法人など
- 電子的な提出が困難と認められる<u>一定の事</u> <u>由があるとき(※2)は、税務署長の承認に基づき、例外的に書面による申告書等の提出</u> <u>を可能とする</u>。
 - (※2)サイバー攻撃、災害、経営の破綻等により、 インターネットが利用できず電子申告ができない 場合

申告データの円滑な電子提出のための環境整備

- ① 提出情報等のスリム化
 - ・ 第三者作成書類の見直し(土地収用証明書等の添付省略・保存要件化、 送信するイメージデータの紙原本の保存不要化)
 - 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化(運用)

② データ形式の柔軟化

- ・ 別表(明細記載を要する部分)・財務諸表・勘定科目内訳明細書の データ形式の柔軟化(CSV(エクセルで作成可能))
- ③ 提出方法の拡充
 - ・ 添付書類の光ディスク等による提出
- 電子申告の送信容量の拡大(運用)
- ④ 提出先の一元化 (ワンスオンリー化)
 - ・ 国・地方を通じた財務諸表の電子提出の一元化
 - ・ 連結法人に係る個別帰属額届出書の電子提出の一元化等

⑤ 認証手続の簡便化

・ 法人の認証手続の簡便化(経理責任者の電子署名の不要化、代表者から 委任を受けた者の電子署名による電子申告を可能とする)

(資料55)

生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る年末調整手続の電子化(30年度改正)

源泉徴収義務者(雇用者)の事務負担を軽減し、給与所得者(被用者)の利便性を向上させる観点から、 書面で源泉徴収義務者に提出がされている生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る年末 調整関係書類について、電磁的方法による提供(電子提出)を可能とする。

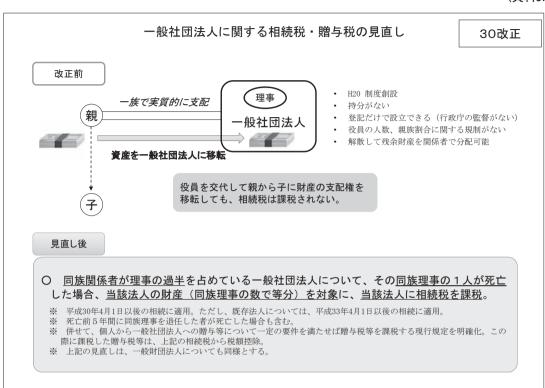
- (注1) 電子提出の対象とする年末調整関係書類
 - 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、住宅ローン控除申告書、住宅ローン控除証明書(平成31年以後居住分)及び住宅ローンの年末残高証明書(平成31年以後居住分)
- (注2) 第三者作成書類である生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、住宅ローン控除証明書又は住宅ローンの年末残高証明書(以下 (ほと) 第二名1下級音頻での公主中味候料注除証明音、地版味候料注除証明音、ほセリーン注除証明書等」という。) を電子提出する際には、発行者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたその理除証明書等を、保険料控除申告書又は住宅ローン控除申告書と併せて電子提出する必要がある。 (注3)上記の見直しと併せて、発行者から電磁的方法により提供を受けた住宅ローン控除証明書及び住宅ローンの年末残高証明書に記載すべき事項が記録された電磁的記録を印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているもの(QRコード付証明書)を、住

宅ローン控除申告書等に添付することを可能とする。 【改正後】 <生命保険料控除・地震保険料控除> <住字ローン控除> BANK 保険 源泉徴収義務者 源泉徴収義務者 住宅ローン控除申告書データ 保険料控除申告書データ 住宅ローンの年末残高 控除証明書 住宅ローンの 証明書データ 生命保険料控除 地震保険料控除 控除証明書 証明書データ 証明書データ 証明書データ 稅務署 住宅ローン 控除証明書 データ 給与所得者 給与所得者 (注) 平成32年10月1日以後に提出する給与所得者の保険料控除申告書に)平成32年10月1日以後に交付する年末残高証明書及び同日以後に提出する住宅ローン控除申告書について適用 (注) ついて適用

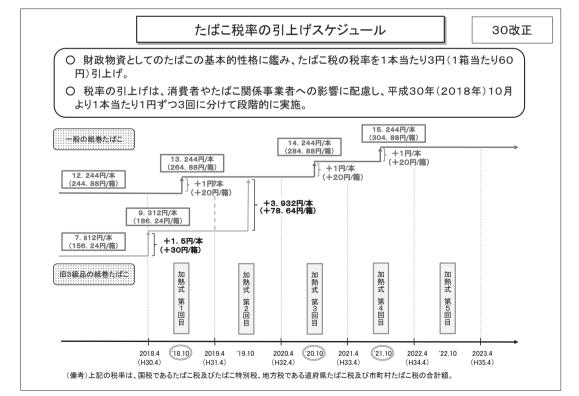
(資料56)

金の密輸に対応するための関税・消費税の罰則強化 30改正 ○ 近年、金の密輸入事件が多発し、社会的に大きな問題となっている。 ○ こうした金の密輸に対する抑止効果を高め、密輸者に一層の経済的不利益を与える観点から、関税の 無許可輸出入罪等の罰則及び輸入に係る消費税のほ脱罪の罰則を、次のとおり、強化することとする。 ≪関税の無許可輸出入罪等の罰金上限額≫ 改正後 改正前 1.000万円 又は 貨物の価格の5倍が1,000万円超の場合は 500万円 貨物の価格の5倍 ≪輸入に係る消費税のほ脱罪の罰金上限額≫ 改正後 改正前 1,000万円 又は 1.000万円 又は 脱税額の10倍が1,000万円超の場合は 脱税額が1,000万円超の場合は脱税額 脱税額の10倍 ※ いずれも公布日から起算して10日を経過した日 (平成30年4月10日)から施行 (参考)金を密輸した場合、関税の無許可輸出入罪等、消費税のほ脱罪、地方消費税のほ脱罪の3罪が成立するが、刑法の規定(観念的 競合)により、最も重い罪により処断されることとなる。 ≪金密輸のスキ -ム図≫(金地金5Kgの密輸 利益200万円) 国内 香港等 10 00 00 売却:2700万円 (うち消費税分200万円) 購入:5Kg 2500万円 消費税分200万円を脱税

(資料57)



(資料58)

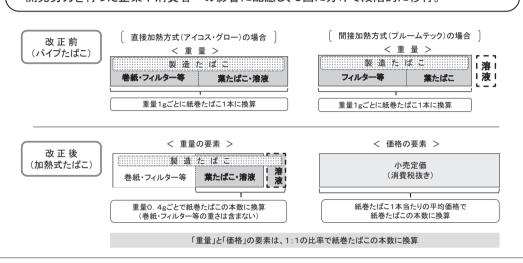


(資料59)

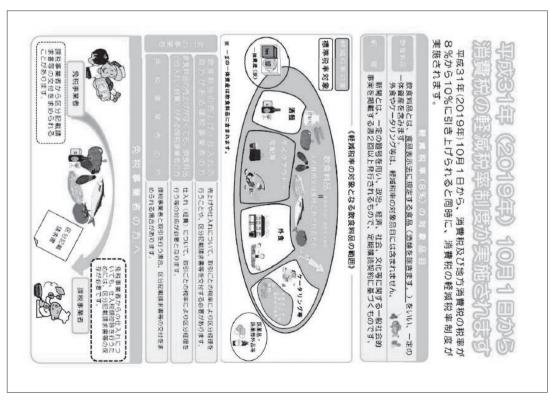
加熱式たばこの課税方式の見直し

30改正

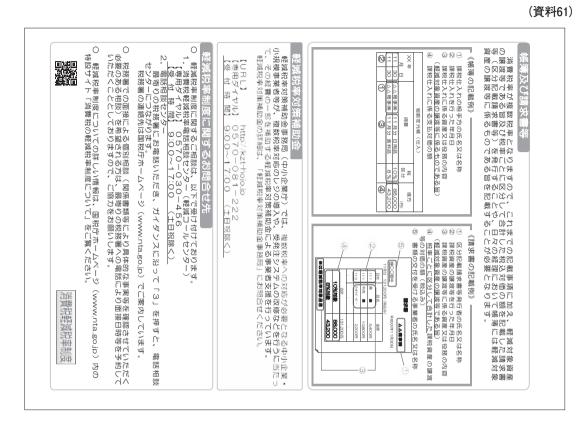
- 近年急速に市場が拡大している加熱式たばこについて、加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直し。
- 平成30年(2018年)10月から実施(たばこ税率の引上げ開始と同じタイミング)。 開発努力を行った企業や消費者への影響に配慮し、5回に分けて段階的に移行。



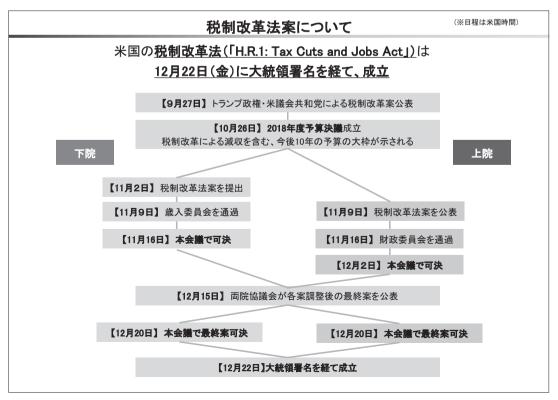
(資料60)



信託275号 2018.8



(資料62)



(資料63)

税制改革法における主な改正項目

税制改革の柱 ①個人所得税の減税 ②簡素で公正な税制 ③米国における雇用の創出 等

①個人所得税の減税(②簡素で公正な税制(③米国における雇用の割出 等				
改正前	改正後(2017年12月22日成立) ※10年間で▲1.46兆ドル			
個人所得税関係	※2025年までの時限的措置			
	制度を簡素化しつつ、所得税負担の軽減			
·税率:7段階(10%、15%、25%、28%、33%、35%、39.6%)	·7段階(<u>10%、12%、22%、24%、32%、35%、37%)</u>			
·概算控除:【単身】\$6,350				
·人的控除:\$4,050/人	横算控除に統合し、\$12,000に拡大			
·児童税額控除:\$1,000	・\$2,000に拡大。\$500の家族控除を創設			
遺産税(相続税)関係	※2025年までの時限的措置			
•控除額:約\$550万	·控除額を <u>約\$1,100万に倍増(廃止はせず)</u>			
法人税関係・国際課税				
	米国経済の活性化や雇用の創出			
・連邦法人税率:35%(地方分を含めた実効税率:40.75%)	・ <u>21%</u> (地方分を含めた実効税率: <u>27.98%</u>)に引下げ			
	・課税ベースの拡大(租税特別措置の廃止等)			
•全世界所得課税	・ <u>領域主義課税</u> の導入、海外留保金への課税(最大15.5%)			
	・税源浸食・濫用対策税の導入等			
オパマケア				
・個人の保険加入義務	・廃止(歳出減)※2019年から適用			
* * * * * * * * * * * * * * * * * * *				

(注)特段記載のない場合、2018年の課税年度から適用。